



# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町  
鳥取県東部広域行政管理組合



## [ 目 次 ]

### はじめに

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第1章 圏域の概況及びごみ処理の状況

- 第1節 圏域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  1. 位置・気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  2. 人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  3. 産業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  4. 上位計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 第2節 ごみ処理の現況及び課題・・・・・・・・・・・・ 17
  1. ごみ処理フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  2. ごみ処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  3. 分別方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  4. ごみ処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・ 21
  5. ごみ排出量の実績・・・・・・・・・・・・・・ 23
  6. 再生利用量の実績・・・・・・・・・・・・・・ 25
  7. 収集運搬の実績・・・・・・・・・・・・・・ 26
  8. 中間処理の実績・・・・・・・・・・・・・・ 27
  9. 最終処分の実績・・・・・・・・・・・・・・ 28
  10. 既定計画目標値の達成状況・・・・・・・・・・ 29
  11. ごみ処理の評価・・・・・・・・・・・・・・ 31
  12. 課題の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

### 第2章 ごみ処理基本計画の策定

- 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み・・・・・・・・ 35
  1. ごみ排出量の将来推計・・・・・・・・・・・・ 35
  2. ごみの排出抑制目標について・・・・・・・・ 36
  3. ごみ排出量の将来推計結果・・・・・・・・・・ 37
- 第2節 ごみの排出抑制計画・・・・・・・・・・・・・・ 39
  1. 現在の施策（組合構成市町の取組状況）・・ 39
  2. 本計画期間内に実施する施策・・・・・・・・ 41
- 第3節 分別収集計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
  1. 分別収集の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 48

第4節	ごみ処理計画	49
1.	ごみ処理の基本方針	49
2.	ごみ処理主体	50
3.	収集運搬計画	51
4.	中間処理計画	54
5.	最終処分計画	58
第5節	その他ごみの処理に関し必要な事項	62
1.	在宅医療系廃棄物対策	62
2.	災害廃棄物対策	62
3.	不法投棄対策	62
4.	一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価	63

# はじめに

## 1. 計画策定の主旨

### 持続可能な循環型社会の構築を目指して

地球は今、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題をはじめ様々な環境問題を抱える一方、人の活動の多様化に伴い、環境の劣化がグローバル化しつつあります。

このような中であって、平成27年9月の国連サミットでSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」<sup>\*1</sup>が採択され、国連に加盟する我が国では、SDGsを達成するための取り組みを踏まえ、平成30年に環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画<sup>\*2</sup>が改定されています。

私達が現在の生活を維持しつつ、恵まれた環境を継承していくためには、社会経済システムの中に環境への配慮を組み入れる必要があります。

鳥取県東部圏域（以下「東部圏域」という。）では、現在、人口が減少し、高齢化が進んでいます。人口の減少は、環境負荷の減少要因となりますが、一方では、健全な社会経済活動と環境保全の担い手が不足していくことを示すものです。

私達は、持続可能な社会を構築するに当たって、今まで生産や消費を拡大させ、エネルギー資源や物質資源の消費、廃棄物の廃棄を行ってきましたが、資源は無尽蔵ではなく、有限であることに気付いたところです。これからは、環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、住民生活の中で環境への配慮がなされ、恵まれた環境を次の世代に継承することができる社会の構築を目指すことが求められています。

このため、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、持続可能な循環型社会を再構築する必要があります。

この一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）では、健全な社会経済システムを持続しつつ、廃棄物の排出抑制（リフューズ若しくはリデュース）を図るとともに、使用済み製品や部品等については再使用（リユース）を行う方策を、さらに、再使用できない廃棄物にあっては再生利用（マテリアルリサイクル若しくはサーマルリサイクル）の方策を提示するものです。

一方、廃棄物の埋立処分場の容量も資源同様に無尽蔵ではなく、限りがあります。現在の処分場がいっぱいになると、新たな場所に新たな処分場を整備することになります。その立地はきわめて困難です。本計画では、廃棄物の埋立量を可能な限り減量する方策を示します。

東部圏域では、これまで、全ての組合構成市町において家庭ごみ処理の有料化を実施する等、排出抑制策を講じてきたところです。今後、より一層、家庭ごみの排出抑制を図るため、環境に配慮したライフスタイルの確立を目指します。本計画では、そのための環境学習等のいくつかの取り組みを提示しました。さらに、一般廃棄物の可燃ごみの約4割を占める事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の排出抑制について、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」という。）と組合構成市町が連携を図り、事業者の協力が得られる抑制策を検討し推進していきます。

## ※1：SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」

SDGsは、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。



出典：国際連合広報センター

## ※2：第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画には、SDGsの考え方を踏まえ、以下の取り組みが示されています。

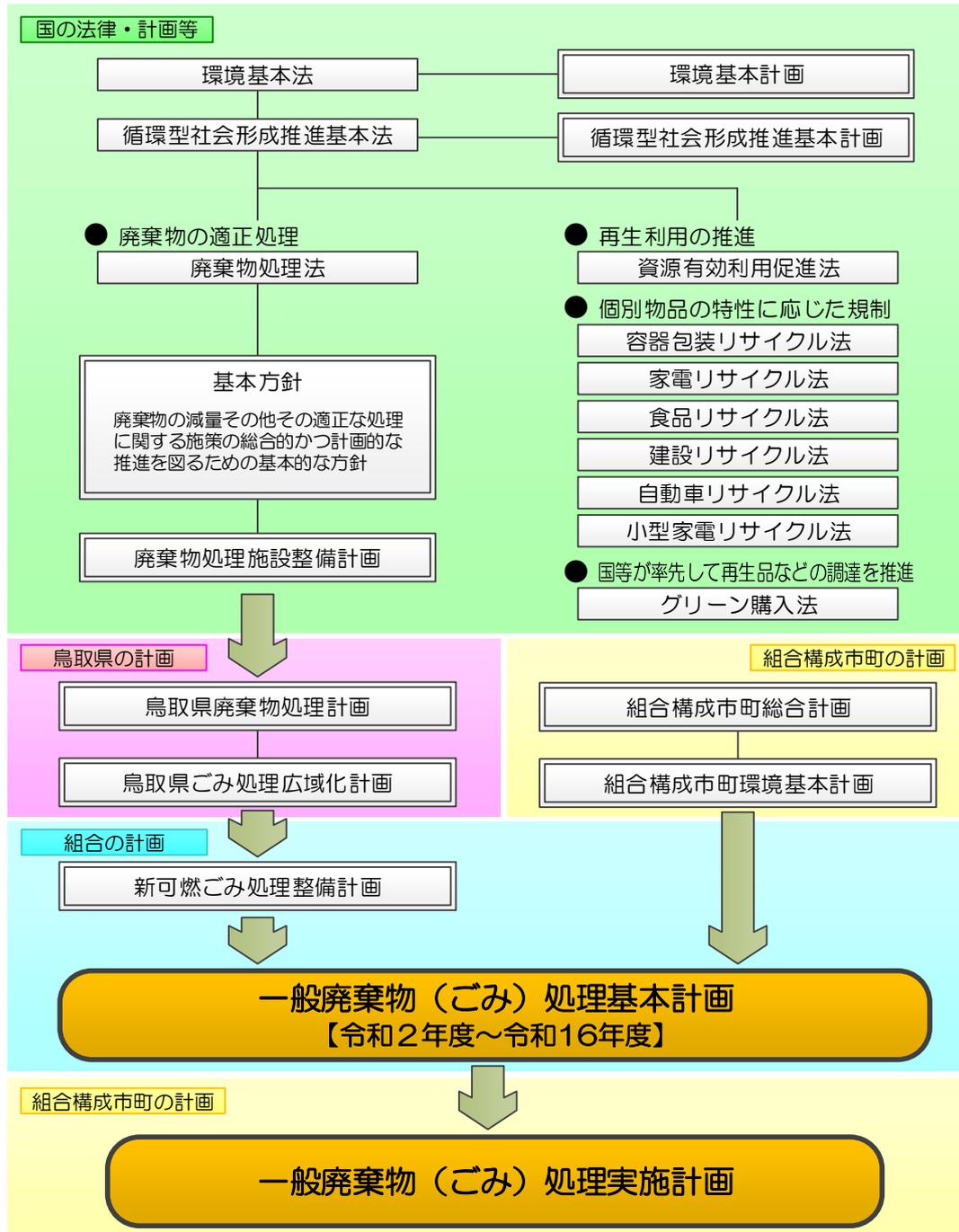
- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

## 2. 計画の位置付け

### 2-1 他の計画等との関係

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するマスタープランとして位置づけられています。

◆図表-1 本計画と他の計画との関係



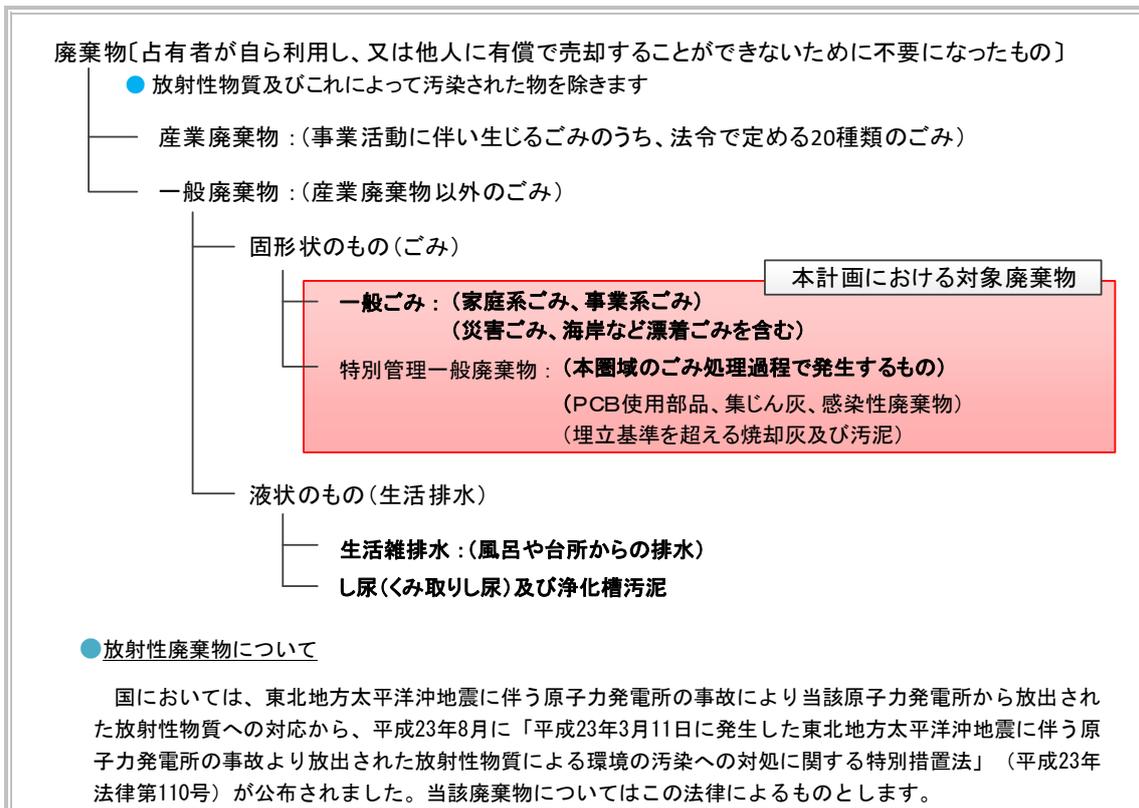
### 2-2 計画対象区域

計画対象区域は、東部広域を構成する鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の全域とします。

## 2-3 計画の範囲

本計画における計画処理対象廃棄物は図表-2に示すとおりであり、原則として一般廃棄物のうち固形状のもの（ごみ）としますが、図表-3に示すものについては独自ルートで処理しています。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて、これら以外の廃棄物の処理も検討を行います。

◆図表-2 本計画における計画処理対象廃棄物



◆図表-3 独自ルート等で処理しているもの

大分類	中分類	小分類	処理方法
一般廃棄物	家庭系	家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	家電リサイクル法により独自ルートで処理します。
		パソコン※	資源有効利用促進法により独自ルートで処理します。
		自動車・オートバイ	自動車リサイクル法により独自ルートで処理します。
		消火器	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
		乾電池以外の電池	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
	その他処理困難物	農薬、注射針、タイヤ、バッテリー、風呂用給湯器等、適正処理が困難な一般廃棄物については、専門業者で処理します。	
	事業系	事業系一般廃棄物	農機具・漁具・建築廃材等事業活動に伴う一般廃棄物は専門業者で処理します。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物		廃掃法により処理できないため、専門業者で処理します。
	PCB含有部品		廃掃法及びPCB廃棄物特別措置法により処理できないため、独自ルートで処理します。
	焼却施設からのばいじん等		公的焼却施設以外から排出されるものは処理できないため、専門業者で処理します。

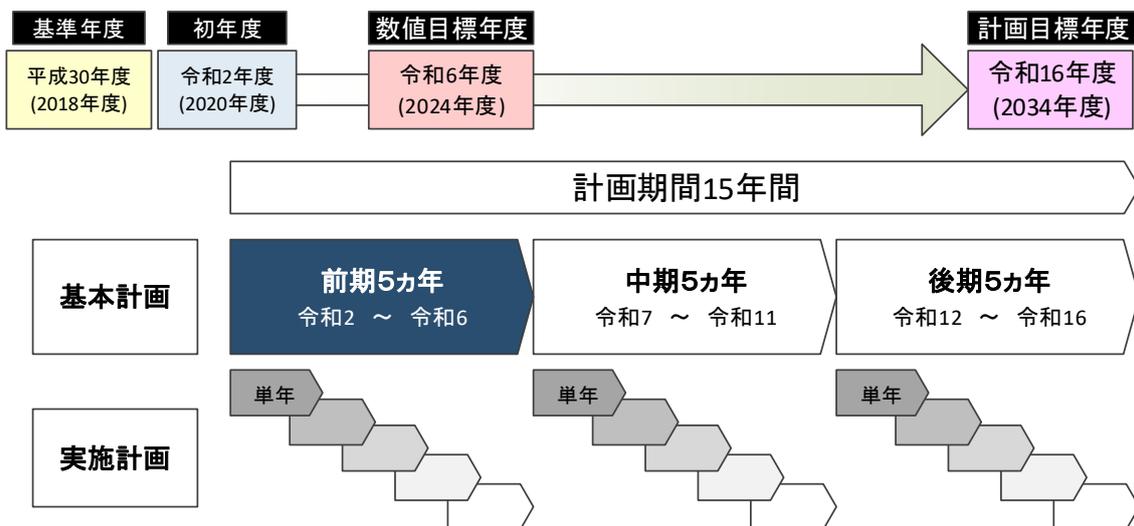
※長さ50cm未満のパソコンは、小型家電ルートで処理します。

## 2-4 計画の期間

本計画の期間<sup>※3</sup>は15年間とし、計画目標年度<sup>※4</sup>を令和16年度とします。

なお、ごみの排出抑制目標等の数値目標を定めることから、平成30年度を基準年度<sup>※5</sup>、令和6年度を数値目標年度<sup>※6</sup>とします。また、本計画は概ね5年ごとに改訂します。

◆図表-4 計画期間及び計画目標年度



### ※3～6

#### ※3 計画の期間

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省)によると10～15年とされています。

#### ※4 計画目標年度 ⇒ 令和16年度

- ・ 計画目標年度は、計画の期間を15年間とし令和16年度とします。

#### ※5 基準年度 ⇒ 平成30年度

- ・ 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年度の平成30年度とします。

#### ※6 数値目標年度 ⇒ 令和6年度

- ・ 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、前期5ヵ年の最終年度となる令和6年度とします。



---

# 第 1 章

## 圏域の概況及びごみ処理の状況

---



# 第1節 圏域の概況

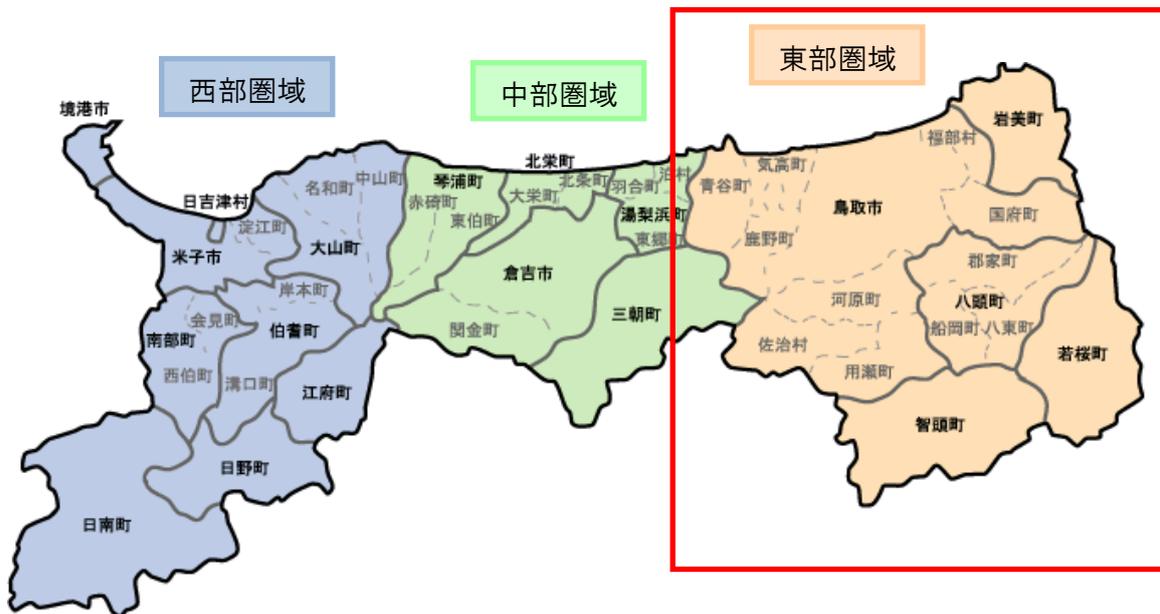
## 1. 位置・気象

### 1-1 位置

鳥取県東部に位置する東部圏域は、平成16年11月1日、鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町の9市町村の合併により、新しい鳥取市が誕生しました。また、平成17年3月31日には、郡家町、船岡町及び八東町が合併し、八頭町が誕生するなど、圏域を構成する市町村の組織が大きく変化し、現在は、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の1市4町で構成されています。

東部圏域は東西約40km、南北約40kmで、総面積は1,518.22km<sup>2</sup>（平成29年10月1日現在）と鳥取県の約43%を占めています。東部圏域の市町のうち、最も広い地域を占めるのは鳥取市（765.31km<sup>2</sup>）で、東部圏域の中心的役割を担っています。

◆図表 1-1-1 圏域の構成



## 1-2 地勢

東部圏域の地勢は、ほぼ中央を千代川が流れ、その流域には、中国山地の扇ノ山 (1,310m)、陣鉢山 (1,207m)、氷ノ山 (1,510m)、三室山 (1,358m)、沖ノ山 (1,319m)、東山 (1,388m)、那岐山 (1,240m)、三国山 (1,252m) 等の 1,000 m級の山地を境界とし、北は日本海に面しています。

主要河川の千代川は、日本海に注ぐまでに土師川、佐治川、曳田川、八東川と合流し、延長 52.1km で日野川に次ぐ県下 2 番目の長流を有しています。千代川河口に発達した海岸砂丘は、「鳥取砂丘」として全国的に有名であり、東に福部砂丘、浜坂砂丘、西に湖山砂丘、末恒砂丘を含み東西 16km、南北 2 km に及んでいます。

浜坂砂丘の南側には多鯨ヶ池があり、湖山砂丘の背後には潟湖の湖山池があります。湖山池の面積は約 7.0km<sup>2</sup>であり、池としては国内最大級の広さです。

兵庫県境に近い東の海岸部は、浦富海岸など、花崗岩や火山砕屑岩が侵食されてできた海食崖や海食地形が発達し、山陰海岸国立公園に指定されています。この国立公園を中心とした山陰海岸は、日本海形成から現在に至る多様な地質や地形が存在し、それらを自然背景とした文化・歴史を体験・学習できる地域として平成 20 年 12 月に日本ジオパーク委員会から『山陰海岸ジオパーク』として認定され、さらに、平成 22 年 10 月には世界ジオパークネットワークに加盟認定されました。また、平成 26 年 9 月には、鳥取市西部の新規拡大エリアを含めて再認定されました。

◆図表 1-1-2 東部圏域の地勢



### 1-3 気候

鳥取地方気象台における平成21年から平成30年の観測結果の平均値は、平均気温15.3℃、月間降水量2,025.3mm、月間日照時間1,724.8時間でした。

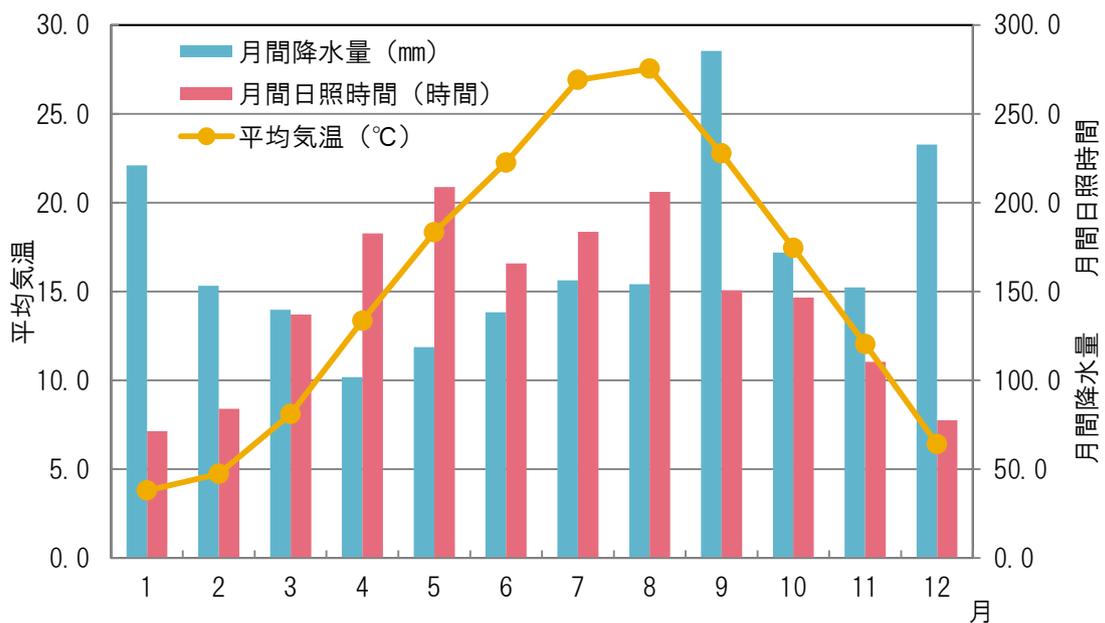
◆図表 1-1-3 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成21年～平成30年の平均値）

月	平均気温（℃）	月間降水量（mm）	月間日照時間（時間）
1	3.8	221.1	71.5
2	4.7	153.2	84.0
3	8.1	139.7	137.1
4	13.4	101.8	182.8
5	18.3	118.6	208.9
6	22.3	138.3	165.8
7	26.9	156.3	183.7
8	27.5	154.1	206.1
9	22.8	285.5	150.7
10	17.5	171.9	146.6
11	12.0	152.3	110.3
12	6.4	232.8	77.4
全年	15.3	2,025.3	1,724.8

注）各項目の10年間の年間値を平均したものであり、端数処理により1月から12月を合計等したものと不整合となる場合があります。

出典：気象庁ホームページ

◆図表 1-1-4 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成21年～平成30年の平均値）



## 2. 人口動態

### 2-1 人口・世帯数

東部圏域の人口及び世帯数は平成27年10月現在で232,610人、89,051世帯となっています。人口の推移は、平成12年度まで増加傾向を示していましたが、これは鳥取市の人口増によるものであり、4町においては継続して減少傾向を示しています。平成22年度以降鳥取市の人口が減少に転じたことにより、東部圏域の人口減が加速しています。一方、世帯数は現在も増加傾向にあることから、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

また、65歳以上の人口割合が増加しており、高齢化が進行しています。

◆図表 1-1-5 組合構成市町別人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
鳥取市	190,836	195,707	197,959	200,744	201,740	197,449	193,717	(188,286)
岩美町	15,944	15,342	14,713	14,015	13,270	12,362	11,485	(11,638)
智頭町	11,199	10,670	10,082	9,383	8,647	7,718	7,154	(7,030)
若桜町	6,337	6,004	5,548	4,998	4,378	3,873	3,269	(3,254)
八頭町	21,560	21,091	20,806	20,245	19,434	18,427	16,985	(17,233)
合計	245,876	248,814	249,108	249,385	247,469	239,829	232,610	(227,441)

出典：昭和60年～平成27年は総務省統計局「国勢調査の結果」、

( )は、総務省統計局「平成30年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の結果」

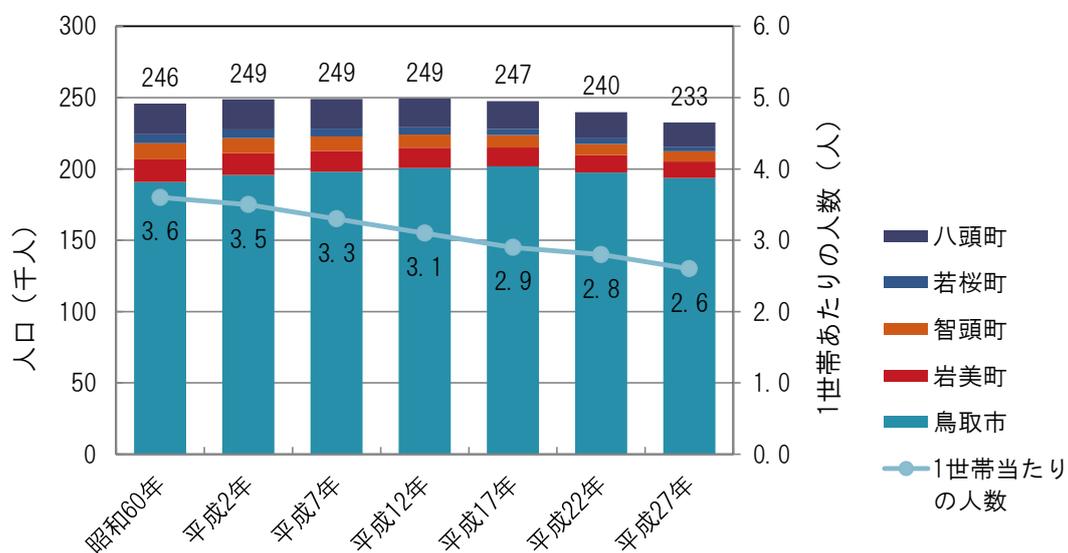
◆図表 1-1-6 組合構成市町別世帯数の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
鳥取市	54,770	58,626	62,237	67,790	72,353	73,288	75,941	(79,960)
岩美町	3,938	3,935	3,946	4,001	4,045	3,982	3,993	(4,424)
智頭町	2,922	2,854	2,806	2,733	2,752	2,569	2,487	(2,721)
若桜町	1,673	1,632	1,587	1,545	1,487	1,405	1,271	(1,397)
八頭町	5,002	5,027	5,150	5,351	5,475	5,454	5,359	(6,138)
合計	68,305	72,074	75,726	81,420	86,112	86,698	89,051	(94,640)

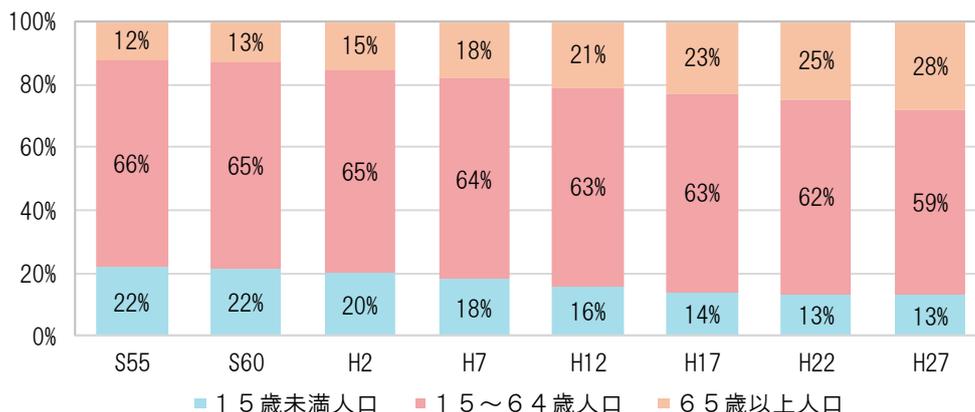
出典：昭和60年～平成27年は総務省統計局「国勢調査の結果」、

( )は、総務省統計局「平成30年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の結果」

◆図表 1-1-7 組合構成市町別人口・世帯当たりの人数の推移



◆図表 1-1-8 年齢階層別人口割合の推移（東部広域）



## 2-2 観光客数

観光については、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭周辺」が地域別観光客数の測定地点となっています。

「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭周辺」では、平成22年10月に山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに認定されたこと、平成25年の鳥取自動車道全線開通したこと、平成26年8月に、鳥取しゃんしゃん祭第50回記念大会で「最大の傘踊り」の世界記録を更新などの知名度が高まるさまざまな取り組みを進めてきましたが、観光客数は平成28年をピークとして減少しています。今後、鳥取西道路の供用開始（令和元年5月全線開通）などにより、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」の観光客数の増加が期待されます。

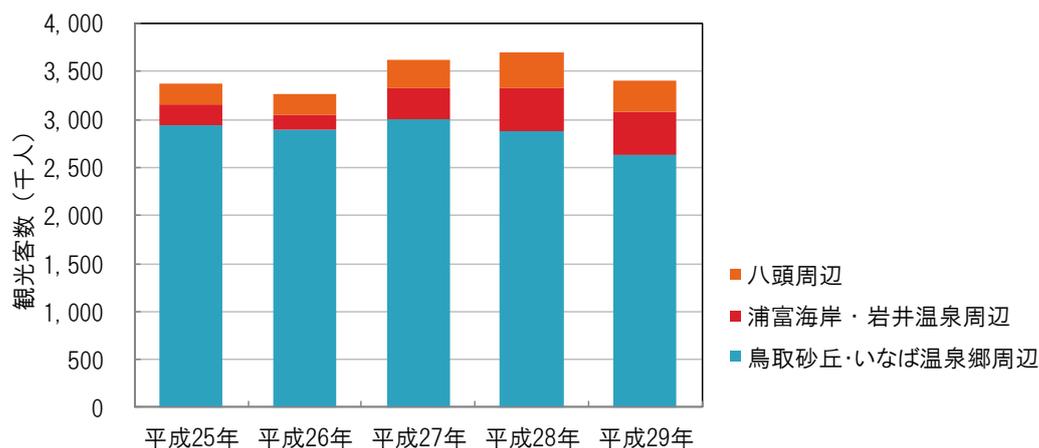
◆図表 1-1-8 (1) 観光客数の推移

単位：千人

地域	年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺		2,938	2,890	3,010	2,877	2,632
浦富海岸・岩井温泉周辺		215	152	325	458	449
八頭周辺		222	218	291	360	323
合計		3,375	3,260	3,626	3,695	3,404

出典：鳥取県統計課「鳥取県統計年鑑（平成30年刊）」

◆図表 1-1-8 (2) 観光客数の推移



### 3. 産業の動向

#### 3-1 産業別就業人口

産業別の就業人口は、東部圏域全体で見ると、第1次産業・第2次産業の減少と第3次産業の増加が目立っています。平成27年においては、第3次産業の増加とともに総就業者人口が増加に転じています。

第3次産業の就業人口の割合は、平成27年に東部圏域全体の7割を超えています。

◆図表 1-1-9 (1) 産業別就業人口の推移

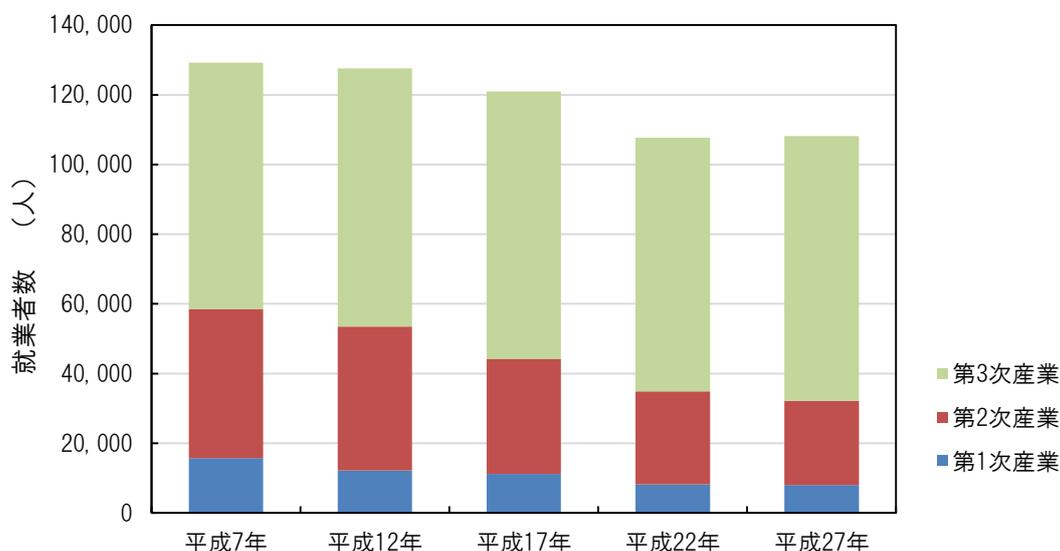
単位：人

年 市町	H7			H12			H17			H22			H27		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
鳥取市	10,198 (10.0%)	32,105 (31.6%)	59,435 (58.4%)	8,014 (7.8%)	31,642 (30.9%)	62,754 (61.3%)	7,419 (7.6%)	25,616 (26.1%)	64,934 (66.3%)	5,321 (6.1%)	20,825 (23.7%)	61,790 (70.2%)	5,219 (5.9%)	19,037 (21.4%)	64,810 (72.7%)
岩美町	1,440 (18.8%)	2,884 (37.7%)	3,335 (43.5%)	983 (14.0%)	2,735 (38.9%)	3,305 (47.1%)	903 (14.0%)	2,019 (31.3%)	3,522 (54.7%)	709 (12.7%)	1,666 (29.8%)	3,209 (57.5%)	661 (12.1%)	1,435 (26.3%)	3,354 (61.5%)
智頭町	733 (14.2%)	2,445 (47.4%)	1,979 (38.4%)	546 (11.8%)	2,161 (46.9%)	1,906 (41.3%)	425 (10.3%)	1,707 (41.4%)	1,988 (48.3%)	300 (8.8%)	1,258 (36.8%)	1,861 (54.4%)	395 (11.7%)	1,118 (33.1%)	1,863 (55.2%)
若桜町	629 (20.5%)	1,200 (39.2%)	1,236 (40.3%)	409 (16.2%)	946 (37.4%)	1,171 (46.4%)	333 (16.2%)	660 (32.0%)	1,066 (51.8%)	195 (11.6%)	538 (32.2%)	940 (56.2%)	198 (13.0%)	433 (28.5%)	886 (58.4%)
八頭町	2,730 (23.5%)	4,140 (35.7%)	4,730 (40.8%)	2,268 (20.6%)	3,791 (34.4%)	4,966 (45.0%)	2,121 (20.4%)	2,949 (28.3%)	5,333 (51.3%)	1,683 (18.4%)	2,401 (26.3%)	5,042 (55.3%)	1,513 (17.3%)	2,108 (24.1%)	5,140 (58.8%)
合計	15,730 (12.2%)	42,774 (33.1%)	70,715 (54.7%)	12,220 (9.6%)	41,275 (32.3%)	74,102 (58.1%)	11,201 (9.3%)	32,951 (27.2%)	76,843 (63.5%)	8,208 (7.6%)	26,688 (24.8%)	72,842 (67.6%)	7,986 (7.4%)	24,131 (22.3%)	76,053 (70.3%)
県	45,633 (14.0%)	99,257 (30.4%)	181,207 (55.6%)	36,741 (11.6%)	94,790 (29.8%)	186,316 (58.6%)	33,269 (11.1%)	75,543 (25.1%)	191,665 (63.8%)	26,791 (9.9%)	62,777 (23.1%)	182,150 (67.0%)	24,671 (9.1%)	59,764 (22.0%)	187,826 (69.0%)

注) 産業分類不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査報告」

◆図表 1-1-9 (2) 産業別就業人口の推移



### 3-2 交通網

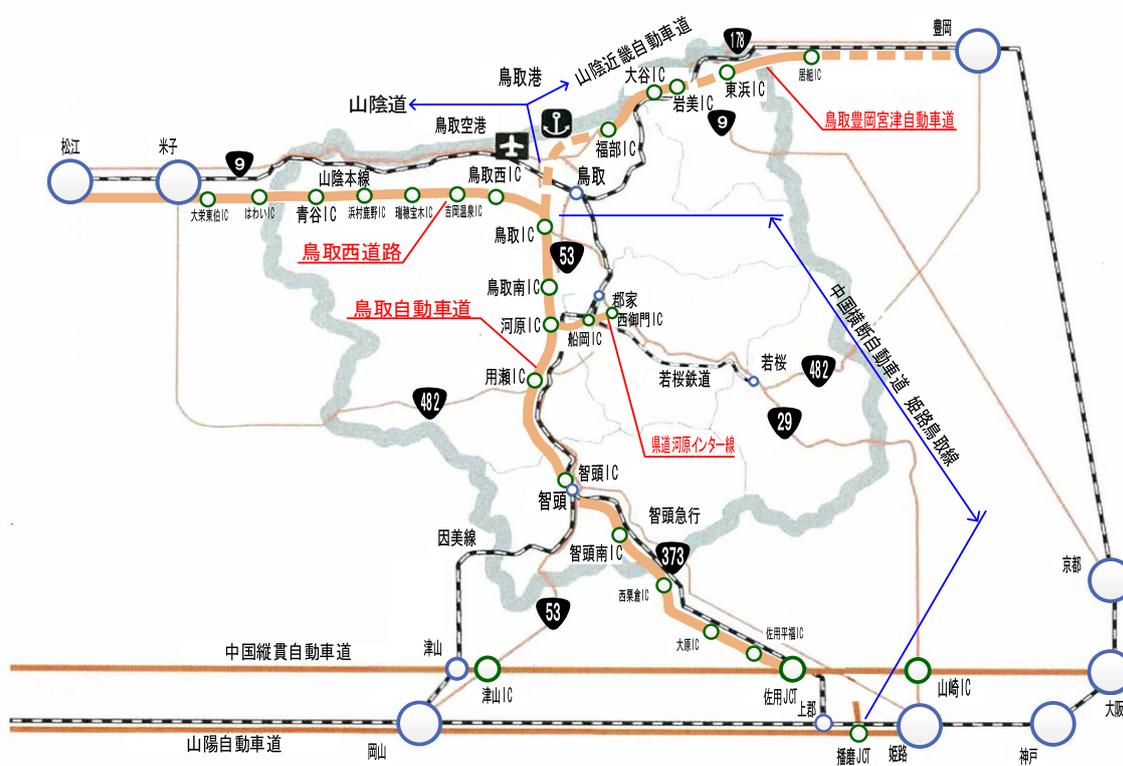
東部圏域の幹線交通網は、日本海沿いに東西に縦貫する国道9号（京都市～下関市）、中国山地を貫き山陽圏と結ぶ国道29号（鳥取市～姫路市）、53号（鳥取市～岡山市）、海岸沿いに舞鶴市へ至る国道178号（岩美町～舞鶴市）等の国道、日本海沿いに東西に走る山陰本線、関西圏と結ぶ智頭急行智頭線（図1-1-18では、「智頭急行」と記載。）、山陽圏と結ぶ因美線、因美線から分岐し若桜町へ至る若桜鉄道若桜線などの鉄道、鳥取市北部に位置する鳥取空港や鳥取港で形成されています。

鳥取空港では、これまで東京便が1日4往復就航していましたが、平成26年3月から5往復就航となりました。

鳥取港においては、砂・砂利等の建築資材の流通拠点として、西日本の日本海側の各港との交易が活発に行われているほか、中国、韓国から砂・石材等を輸入しています。

また、道路については、東部圏域と関西圏、山陽圏を結ぶ鳥取自動車道（鳥取市～中国道佐用ジャンクション）が平成25年3月に全線開通しました。加えて、鳥取～米子間を1時間で結ぶ山陰道と接続する鳥取西道路が供用開始（令和元年5月全線開通）され、さらには鳥取市から兵庫県但馬地域を経て京都府宮津市へ至る山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備も進められています。

◆図表 1-1-10 東部圏域・周辺地域の交通体系



出典：第2次鳥取県東部ふるさと市町村圏計画（一部修正）

### 3-3 土地利用状況（生活環境に関する規制等）

東部圏域の面積は、1,518.22km<sup>2</sup>であり、鳥取県全体の約4割を占める県内最大の広域圏です。

東部圏域面積のうち、課税対象地は、約3割の473.85km<sup>2</sup>であり、半数以上の249.51km<sup>2</sup>を山林が占めています。また、宅地は1割に満たない36.60km<sup>2</sup>です。

◆図表 1-1-11 (1) 土地利用の状況（平成29年1月2日）

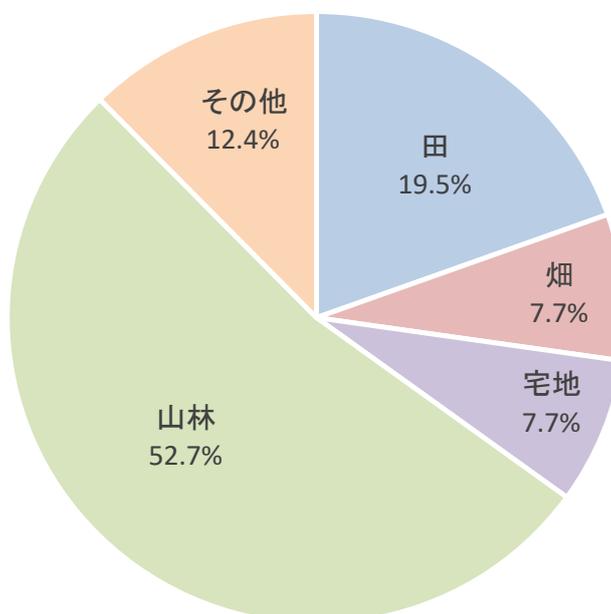
単位：km<sup>2</sup>

	総数	田	畑	宅地	山林	その他
鳥取市	295.42	60.31	25.23	28.55	139.64	41.69
岩美町	52.18	8.77	2.21	2.18	36.60	2.41
若桜町	28.64	2.69	1.89	0.68	20.46	2.92
智頭町	18.60	5.77	1.24	1.41	8.32	1.86
八頭町	79.01	14.99	6.05	3.78	44.49	9.69
合計	473.85	92.53	36.62	36.60	249.51	58.57

※免税対象地を除く。

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」

◆図表 1-1-11 (2) 土地利用の状況（平成29年1月2日）



## 4. 上位計画

### 4-1 第五次環境基本計画

平成30年4月17日に閣議決定されました。第五次環境基本計画に示される6つの重点戦略は、図表1-1-12のとおりです。

◆図表1-1-12 第五次環境基本計画における6つの重点施策

6つの重点戦略

<p><b>①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大</li> <li>○税制全体のグリーン化の推進</li> <li>○サービサイジング、シェアリング・エコノミー</li> <li>○再エネ水素、水素サプライチェーン</li> <li>○都市鉱山の活用 等</li> </ul>  <p style="font-size: small;">洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p><b>②国土のストックとしての価値の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり</li> <li>○生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)</li> <li>○森林環境税の活用も含めた森林整備・保全</li> <li>○コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ</li> <li>○マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等</li> </ul>  <p style="font-size: small;">土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)</p>
<p><b>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における「人づくり」</li> <li>○地域における環境金融の拡大</li> <li>○地域資源・エネルギーを活かした収支改善</li> <li>○国立公園を軸とした地方創生</li> <li>○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用</li> <li>○都市と農山漁村の共生・対流 等</li> </ul>  <p style="font-size: small;">バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p><b>④健康で心豊かな暮らしの実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な消費行動への転換(倫理的消費、COOL CHOICEなど)</li> <li>○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進</li> <li>○低炭素で健康な住まいの普及</li> <li>○テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減</li> <li>○地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理</li> <li>○良好な生活環境の保全 等</li> </ul>  <p style="font-size: small;">森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p><b>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)</li> <li>○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」</li> <li>○バイオマス由来の化成品創出(セルロースナノファイバー等)</li> <li>○AI等の活用による生産最適化 等</li> </ul>  <p style="font-size: small;">セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p><b>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境インフラの輸出</li> <li>○適応プラットフォームを通じた適応支援</li> <li>○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ</li> <li>○「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等</li> </ul>  <p style="font-size: small;">日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣</p>

資料：環境省「第五次環境基本計画の概要」

### 4-2 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30年6月19日に閣議決定されました。第四次循環型社会形成推進基本計画に示される目標は、図表1-1-13のとおりです。

◆図表1-1-13 循環型社会形成推進基本計画における目標（抜粋）

<p><b>資源生産性=GDP/天然資源投入量</b></p> <p><b>2025年度目標:約49万円/トン</b>(2000年度の約2倍)</p>	<p><b>家庭系食品ロス量</b></p> <p><b>2030年度目標:2000年度の半減</b>(2000年度実績433万トン)</p>
<p><b>入口側の循環利用率=循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量)</b></p> <p><b>2025年度目標:約18%</b>(2000年度の約1.8倍)</p>	<p><b>1人1日当たりのごみ排出量(資源ごみを除く)</b></p> <p><b>2025年度目標:約850グラム/人/日</b></p>
<p><b>出口側の循環利用率=循環利用量/廃棄物等発生量</b></p> <p><b>2025年度目標:約47%</b>(2000年度の約1.3倍)</p>	<p><b>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)</b></p> <p><b>2025年度目標:約440グラム/人/日</b></p>
<p><b>最終処分量(一般廃棄物)</b></p> <p><b>2025年度目標:約3百万トン</b>(2000年度から約70%減)</p>	<p><b>一般廃棄物最終処分場の残余年数</b></p> <p><b>2022年度目標:20年分を維持</b></p>

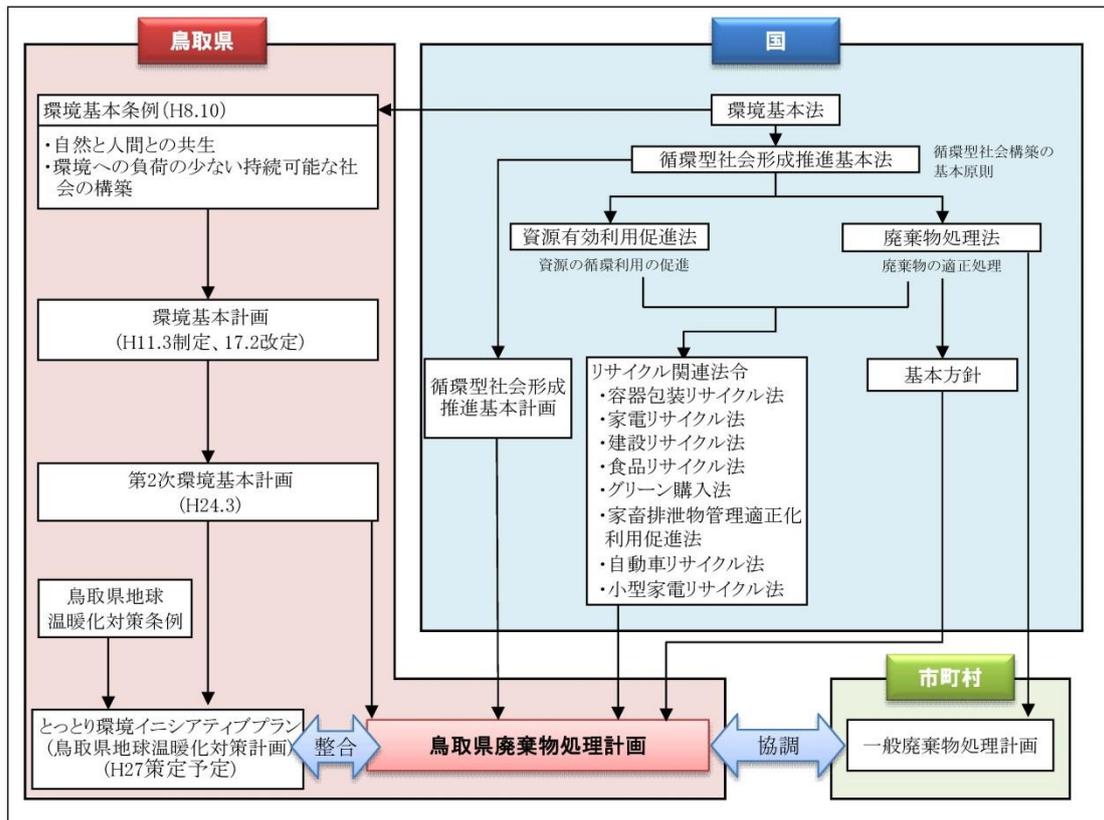
資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

### 4-3 鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく法定計画として、昭和 50 年に第 1 次の「鳥取県産業廃棄物処理計画」を策定し、また平成 13 年 7 月の第 5 次計画からは一般廃棄物を含めた「鳥取県廃棄物処理計画」を策定して、廃棄物の減量リサイクルと適正処理を進めてきました。さらに、平成 23 年 10 月の第 7 次計画では、「リサイクルフロンティアとっとり」の創造に向けた取組を行ってきました。

平成 28 年 3 月、豊かな自然との共生を図りながら循環型社会の構築に努めていくことを目的とし、ごみゼロ社会を目指した 4 R（リフューズ(Refuse)：断る、リデュース(Reduce)：減量化、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用) 実践の地域づくりを基本理念として、新たな「鳥取県廃棄物処理計画」を策定しています。

◆図表 1-1-14 鳥取県廃棄物処理計画の位置づけ



出典：鳥取県廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）

◆図表 1-1-15 鳥取県廃棄物処理計画における一般廃棄物（ごみ）の目標値

	排出量	リサイクル率	最終処分量
平成 30 年度目標値	193 千トン	31%	20 千トン

出典：鳥取県廃棄物処理計画(平成 28 年 3 月)

#### 4-4 組合構成市町の総合計画

組合構成市町の総合計画における将来像及び基本目標は、以下のとおりです。

◆図表 1-1-16 組合構成市町の総合計画

鳥取市	計画名称	第10次鳥取市総合計画
	策定年月	平成28年4月
	将来像	いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、 自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市
	基本目標	① 安心して出産・子育てができ、すべての人が住みやすいまち ② 新しいにぎわいのあるまち ③ 地域に活力があるまち ④ 安心安全なまち ⑤ まちづくりを支える自立した自治体経営
岩美町	計画名称	第10次岩美町総合計画
	策定年月	平成28年12月
	将来像	みんながつながり 力をあわせ みんなの思いを実現するまち 岩美町 ～ 豊かなまちを子どもたちの未来につなげる ～
	基本目標	① みんなで地域を創り いつまでも楽しく暮らせるまち ② ふるさとを想う心を育み 心豊かに暮らせるまち ③ みんなで支え合い 健康で安心して暮らせるまち ④ 美しい郷土を守り 地域の産業が栄えるまち ⑤ 豊かな自然を活かし 観光と交流で賑わうまち
智頭町	計画名称	第7次智頭町総合計画
	策定年月	平成29年3月
	将来像	一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ
	基本目標	① 森の恵みを活かしたまちづくり ② 安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり ③ 子どもから大人まで学びと成長のまちづくり ④ 地域や家族のつながりでつくるまちづくり
若桜町	計画名称	第9次若桜町総合計画
	策定年月	平成24年3月（平成29年3月 後期基本計画策定）
	将来像	豊かな自然と歴史・文化のなかで一人ひとりが元気に輝くまち
	基本目標	① 安全で快適なまちづくり ② 人にやさしい、支え合いのまちづくり ③ 豊かな心を育むまちづくり ④ 魅力あふれるまちづくり ⑤ 住民参加のまちづくり
八頭町	計画名称	第2次八頭町総合計画
	策定年月	平成27年3月
	将来像	人が輝き 未来が輝くまち 八頭町 ～豊かな自然とともに みんなでつくる ふれあいのまち～
	基本目標	① 住民が主役のまちづくり ② やすらぎと生きがいのあるまちづくり ③ 安心安全な暮らしづくり ④ 環境共生のまちづくり ⑤ 活力のある産業づくり ⑥ こころ豊かな人づくり ⑦ 効率的で効果的な行政運営

## 第2節 ごみ処理の現況及び課題

### 1. ごみ処理フロー

平成30年度のごみ処理フローは図表1-2-2のとおりです。

平成30年度のごみの総排出量は68,878t（土石類を含み69,256t）で、そのうち56,900t（し渣を除く）が神谷清掃工場で、4,881t（土石類を含む）が鳥取県東部環境クリーンセンター（以下「環境クリーンセンター」という。）で、3,012tがいなばエコリサイクルセンター（民間委託）で、350tの生ごみが民間施設で各々処理されています。また、集団回収量3,172tと古紙類941tは直接資源化しています。

焼却灰や中間処理後の残渣等の最終処分量は7,970t（土石類を含む）です。集団回収を含む資源化量は9,970tであり、総排出量の14.5%でした。

### 2. ごみ処理体制

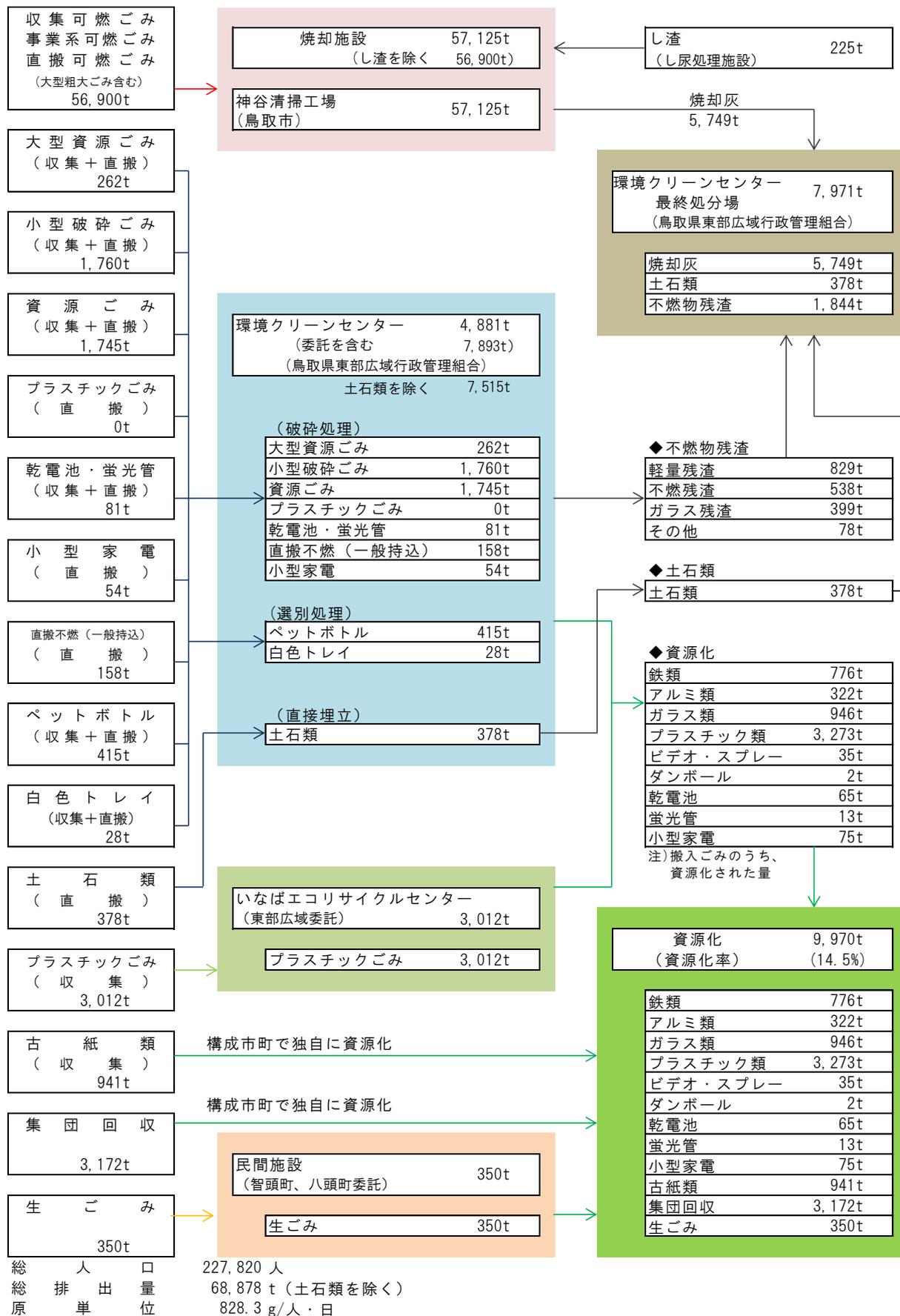
可燃ごみの焼却処理については、図表1-2-1のとおり鳥取市が行っています。なお、焼却残渣については、東部広域が埋立処分を行っています。

また、不燃ごみ及び資源ごみの中間処理及び中間処理後の残渣の埋立処分は東部広域が行っています。

◆図表1-2-1 ごみ処理体制

市町	区分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
				可燃系	不燃系	
鳥取市	収集ごみ	住民	鳥取市	鳥取市		
	事業ごみ	事業者	許可業者			
	直接搬入ごみ	住民・事業者				
岩美郡 岩美町	収集ごみ	住民	岩美町	鳥取市に委託	<排出者> [住民] 東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)
	事業ごみ	事業者				
	直接搬入ごみ	住民・事業者				
八頭郡	智頭町	収集ごみ	住民	鳥取市に委託	[事業者] 民間処理	
		事業ごみ	事業者			
		直接搬入ごみ	住民・事業者			
	若桜町	収集ごみ	住民	若桜町		
		事業ごみ	事業者			
		直接搬入ごみ	住民・事業者			
八頭町	収集ごみ	住民	八頭町	鳥取市に委託	[事業者] 民間処理	
	事業ごみ	事業者	許可業者			
	直接搬入ごみ	住民・事業者				

◆図表 1-2-2 ごみ処理フロー（平成 30 年度）



### 3. 分別方法

平成30年度における収集ごみの収集頻度・収集方法・排出容器は図表1-2-3に示すとおりです。分別区分は、古紙類の分別収集を行っている鳥取市、岩美町、八頭町では9種分別、智頭町、若桜町では8種分別です。

ごみの収集方法は、主にステーション方式（古紙類については一部、拠点回収）を採用し、可燃ごみの排出容器は、5市町とも各々で指定袋を採用しています。

処理手数料の状況は、図表1-2-4に示すとおりとなっています。

◆図表1-2-3 収集ごみの収集頻度・収集方法・排出容器

項目	分別区分	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
収集頻度	可燃ごみ	2回/週 (一部、1回/月)	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
	プラスチックごみ	1回/週 (一部、2回/月)	1回/週	3回/月	3~4回/月	1回/週
	小型 破碎ごみ	1回/週 (一部、2回/月)	2回/月	1回/月	1~2回/月	1回/月
	資源ごみ (ビン・缶)	1回/週 (一部、2回/月)	2回/月	3回/月	1回/週	3回/月
	資源ごみ (ペットボトル)	2回/月 (一部、1回/月)	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月
	資源ごみ (白色トレイ)	1回/週 (一部、1回/月)	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月
	資源ごみ (古紙類)	1回/月	2回/月	—	—	1回/2ヶ月
	大型 資源ごみ	申し込み制	3回/年	1回/月	1回/月	1回/月
	乾電池 ・蛍光灯	6回/年	2回/月	3回/年	4回/年	3回/年
収集方法	古紙類以外	ステーション方式 大型ごみは 戸別収集	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
	古紙類	ステーション方式	ステーション方式	—	拠点回収	ステーション方式
排出容器	可燃ごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
	プラスチックごみ	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定袋
	小型 破碎ごみ	直接回収容器	指定無し (透明・半透明袋)	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器
	資源ごみ (ビン・缶)	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器
	資源ごみ (ペットボトル)	指定無し (透明・半透明袋) 直接回収容器	直接回収容器	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (ビニール袋)
	資源ごみ (白色トレイ)	直接回収容器	直接回収容器	指定袋	指定袋	指定袋
	資源ごみ (古紙類)	ひも	ひも	—	ひも	ひも
	大型 資源ごみ	指定無し	指定無し	指定無し	指定無し	指定無し
	乾電池 ・蛍光灯	指定無し (透明・半透明袋) 直接回収容器	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し

◆図表 1-2-4 処理手数料の状況

〔収集ごみ〕

市町名	ごみ種類	処理手数料：指定袋代（手数料含む）	
		家庭系	事業系
鳥取市	可燃ごみ	大（45ℓ）：60円/枚 中（30ℓ）：40円/枚 小（20ℓ）：30円/枚 極小（10ℓ）：15円/枚	
	プラスチックごみ	大（45ℓ）：30円/枚 中（30ℓ）：20円/枚 小（20ℓ）：15円/枚	
岩美町	可燃ごみ	大（45ℓ）：25円/枚 中（30ℓ）：23円/枚 小（20ℓ）：20円/枚	（60ℓ）：93円/枚
智頭町	可燃ごみ	大（45ℓ）：60円/枚 中（35ℓ）：40円/枚 小（20ℓ）：25円/枚	
	プラスチックごみ ペットボトル 食品トレイ	（45ℓ）：30円/枚	
若桜町	可燃ごみ	大（48ℓ）：42円/枚 中（37ℓ）：36円/枚 小（25ℓ）：24円/枚	（48ℓ）：91円/枚
八頭町	可燃ごみ プラスチックごみ 食品トレイ	大（48ℓ）：35円/枚 中（37ℓ）：30円/枚 小（24ℓ）：25円/枚	

注）若桜町と八頭町の指定袋の容量は、他自治体の寸法と容量より算出した。

〔直接搬入ごみ〕

市町名	ごみ種類	処理手数料
鳥取市	可燃ごみ	積載量10 kgまで120円/台 （10 kgを超えるときは、10 kg増やす毎に120円加算）
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
岩美町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
智頭町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
若桜町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
八頭町	可燃ごみ	許可業者のみ直接搬入できるが、持ち込む場合 鳥取市と同様の料金
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）

注）不燃ごみとは、白色トレイ、プラスチックごみ、ペットボトル、乾電池等、大型資源ごみ、土石類

## 4. ごみ処理施設の概要

東部圏域から発生する一般廃棄物（ごみ）を処理する施設の概要は、図表 1-2-5～1-2-7 のとおりです。

◆図表 1-2-5 可燃物処理施設

神谷清掃工場 	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	処理能力	270 t / 24 h (2 炉)
	処理方式	ストーカ (全連続式)
	竣工年月	平成 4 年 1 月
	管理者	鳥取市
	所在地	鳥取市西今在家 228 番地

◆図表 1-2-6 不燃物処理施設

環境クリーンセンター (リファレンいなば) 	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	搬入ごみ	小型破碎ごみ、資源ごみ (ビン、缶)、 大型資源ごみ、ペットボトル、白色トレイ、 乾電池・蛍光管
	処理能力	84.25 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別・圧縮・梱包
	竣工年月	平成 9 年 3 月
	管理者	東部広域
いなばエコ・リサイクル センター 	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	搬入ごみ	プラスチックごみ
	処理能力	18.4 t / 8 h
	処理方式	選別・圧縮・梱包
	竣工年月	平成 18 年 3 月
	管理者	因幡環境整備株式会社 (東部広域が中間処理を委託している。)
所在地	鳥取市船木 118 番地 1	

◆図表 1-2-7 最終処分場

環境クリーンセンター (最終処分場) 	埋立対象物	不燃物中間処理残渣、可燃物処理施設から発生する焼却灰
	埋立容量	486,000m <sup>3</sup>
	竣工年月	平成9年3月
	管理者	鳥取県東部広域行政管理組合
	所在地	鳥取市伏野 2220 番地

◆図表 1-2-8 施設位置図



## 5. ごみ排出量の実績

ごみ総排出量の実績は、減少しています。

平成 30 年度は、ごみ総排出量 68,878 t、排出原単位 828.3 g/人・日であり、平成 21 年度に比べそれぞれ 11.3%、5.2%の減少となっています。

◆図表 1-2-9 (1) ごみ排出量の実績

年度	H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口 (人)	243,382	241,922	240,577	238,663	236,499
可燃系ごみ (t)	64,007	61,446	61,960	61,108	60,571
不燃系ごみ (t)	8,236	8,112	8,125	7,998	7,884
集団回収 (t)	5,378	4,872	4,538	4,314	4,187
合計 (t)	77,621	74,430	74,623	73,420	72,642
(t/日)	212.66	203.93	204.43	201.16	199.02
排出原単位 (g/人・日)	873.8	842.9	849.8	842.8	841.5

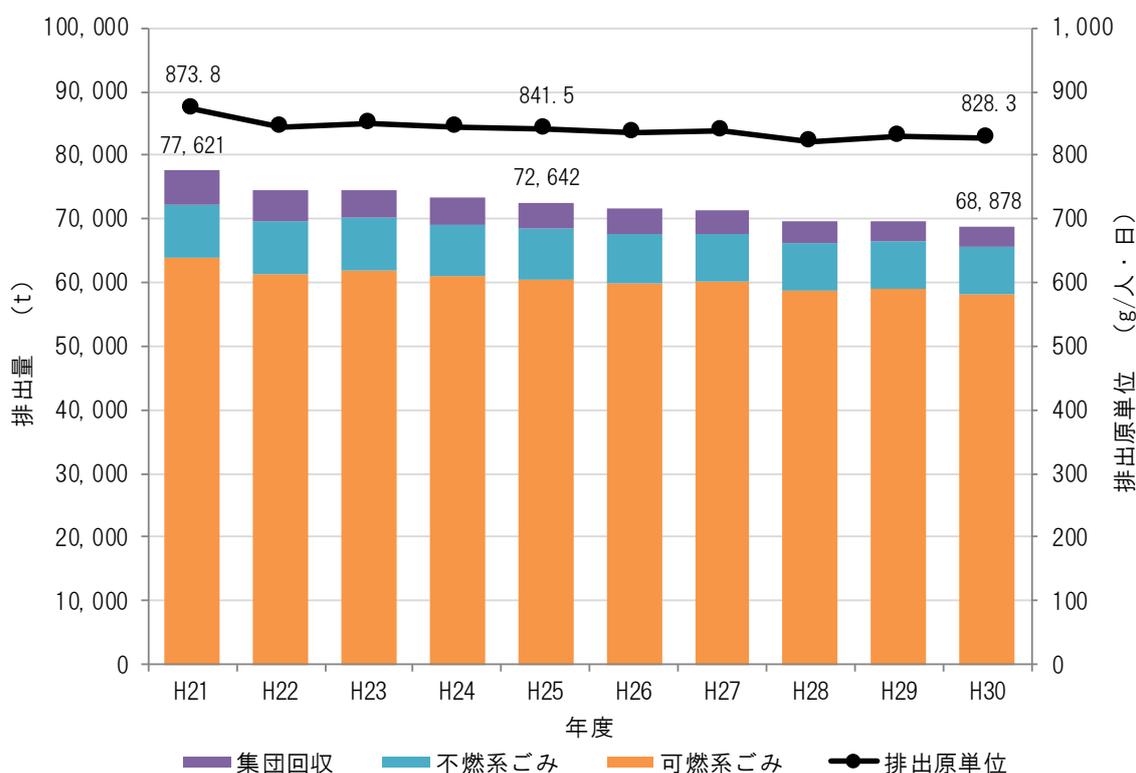
  

年度	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口 (人)	234,873	233,251	231,586	229,973	227,820
可燃系ごみ (t)	60,020	60,119	58,727	59,041	58,191
不燃系ごみ (t)	7,621	7,623	7,447	7,495	7,515
集団回収 (t)	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合計 (t)	71,573	71,364	69,531	69,694	68,878
(t/日)	196	196	190	191	189
排出原単位 (g/人・日)	834.9	838.2	822.6	830.3	828.3

注)・し渣を除く

・排出原単位：一人一日あたり排出量(g/人・日)＝一日排出量(t/日)÷総人口(人)×10<sup>6</sup>

◆図表 1-2-9 (2) ごみ排出量の実績



ごみ区分別排出量は、図表 1-2-10 に示すように、事業系可燃ごみ、直搬不燃（一般持込）が増加している他、収集大型資源ごみ、収集ペットボトルが平成 28 年度以降増加に転じています。

◆図表 1-2-10 ごみ区分別排出量の実績

単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
収集ごみ	47,641	45,444	45,540	44,582	43,843
可燃ごみ	36,322	34,824	35,319	34,773	34,303
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破碎ごみ	1,883	1,827	1,922	1,957	1,893
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
古紙類	3,157	2,574	2,173	1,882	1,737
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
直接搬入ごみ	24,415	23,864	24,221	24,135	24,185
事業系可燃ごみ	21,158	20,674	21,000	20,977	21,085
直搬可燃ごみ	3,183	3,124	3,144	3,087	3,019
大型資源ごみ	-	-	-	-	-
プラスチックごみ	-	-	-	-	-
小型破碎ごみ	6	2	3	2	1
資源ごみ	-	-	-	-	-
ペットボトル	-	-	-	-	-
直搬不燃（一般持込）	68	64	74	69	80
乾電池・蛍光管	-	-	-	-	-
小型家電	-	-	-	-	-
生ごみ	187	250	324	389	427
集団回収	5,378	4,872	4,538	4,314	4,187
合 計	77,621	74,430	74,623	73,420	72,642

年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集ごみ	42,853	42,548	41,147	41,011	40,137
可燃ごみ	33,919	33,725	32,675	32,650	31,907
大型資源ごみ	224	220	227	247	256
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
小型破碎ごみ	1,780	1,802	1,730	1,737	1,752
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
古紙類	1,404	1,314	1,164	1,056	941
乾電池・蛍光管	85	82	80	82	81
直接搬入ごみ	24,375	24,779	24,648	25,150	25,219
事業系可燃ごみ	21,138	21,474	21,313	21,790	22,086
直搬可燃ごみ	3,146	3,191	3,195	3,170	2,907
大型資源ごみ	2	3	1	4	6
プラスチックごみ	-	-	-	-	-
小型破碎ごみ	1	1	7	8	8
資源ごみ	-	-	-	-	-
ペットボトル	-	-	-	-	-
直搬不燃（一般持込）	81	88	99	127	158
乾電池・蛍光管	-	-	-	-	-
小型家電	7	22	33	51	54
生ごみ	413	415	380	375	350
集団回収	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合 計	71,573	71,364	69,531	69,694	68,878

注) し渣を除く

## 6. 再生利用量の実績

中間処理後再生利用量は概ね横ばい状態ですが、直接資源化量（古紙類）や集団回収量の減少が全体量の減少要因となっており、平成30年度の再生利用量は9,970 tです。平成21年度に比べ4,471 tの減少となっています。

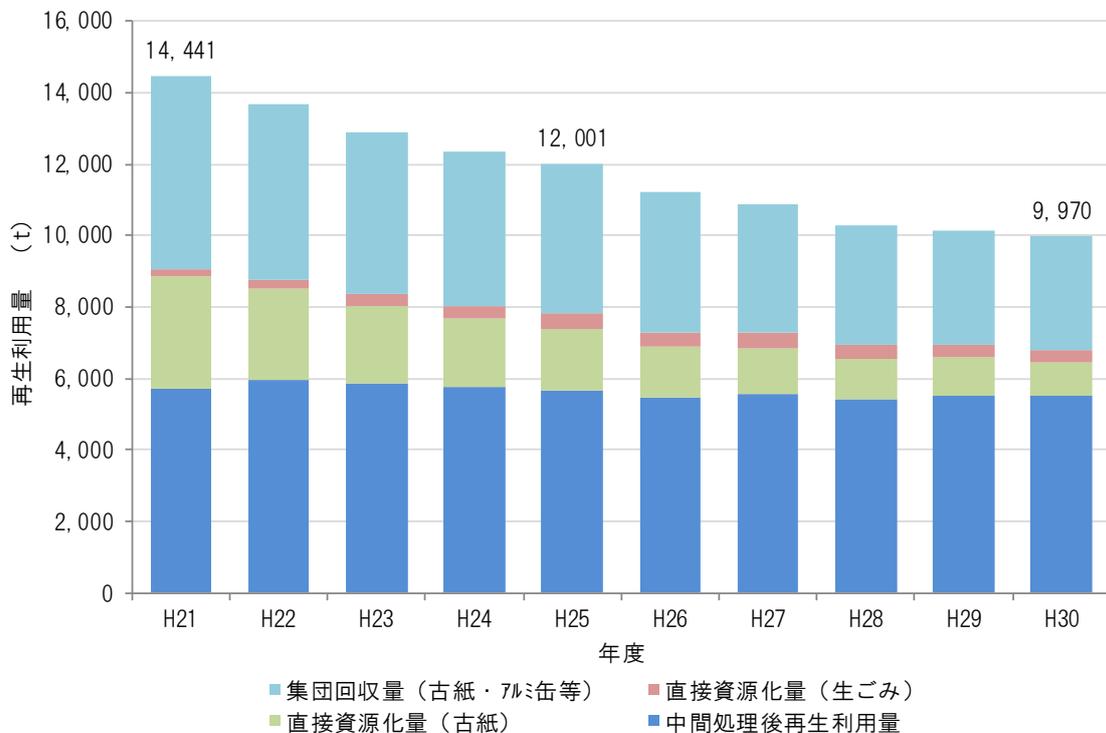
◆図表 1-2-11 (1) 再生利用量の実績

単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
中間処理後再生利用量	5,719	5,952	5,862	5,772	5,650
直接資源化量（古紙）	3,157	2,574	2,173	1,882	1,737
直接資源化量（生ごみ）	187	250	324	389	427
集団回収量（古紙・アルミ缶等）	5,378	4,872	4,538	4,314	4,187
合計	14,441	13,648	12,897	12,357	12,001

年度	H26	H27	H28	H29	H30
中間処理後再生利用量	5,479	5,540	5,399	5,520	5,507
直接資源化量（古紙）	1,404	1,314	1,164	1,056	941
直接資源化量（生ごみ）	413	415	380	375	350
集団回収量（古紙・アルミ缶等）	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合計	11,228	10,891	10,299	10,109	9,970

◆図表 1-2-11 (2) 再生利用量の実績



## 7. 収集運搬量の実績

家庭から排出されるごみの収集運搬量の実績は減少しており、平成30年度は40,137 tです。特に可燃ごみ、資源ごみ、古紙類が大きく減少しています。

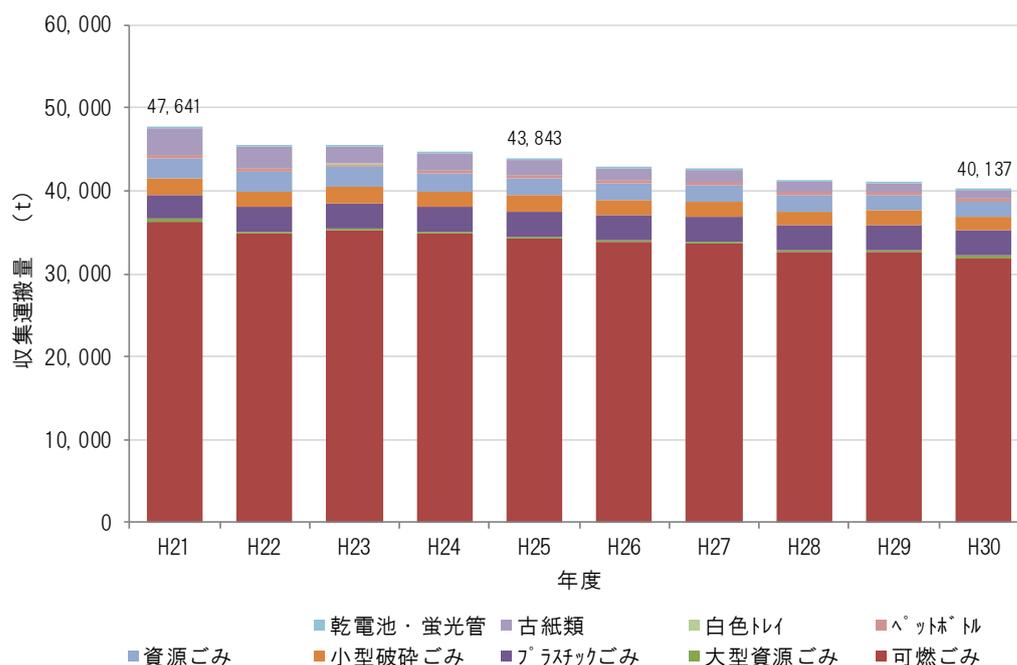
◆図表 1-2-12 (1) 収集運搬量の実績

単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
可燃ごみ	36,322	34,824	35,319	34,773	34,303
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破碎ごみ	1,883	1,827	1,922	1,957	1,893
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
古紙類	3,157	2,574	2,173	1,882	1,737
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
合計	47,641	45,444	45,540	44,582	43,843

年度	H26	H27	H28	H29	H30
可燃ごみ	33,919	33,725	32,675	32,650	31,907
大型資源ごみ	224	220	227	247	256
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
小型破碎ごみ	1,780	1,802	1,730	1,737	1,752
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
古紙類	1,404	1,314	1,164	1,056	941
乾電池・蛍光管	85	82	80	82	81
合計	42,853	42,548	41,147	41,011	40,137

◆図表 1-2-12 (2) 収集運搬量の実績



## 8. 中間処理量の実績

中間処理量の実績は、可燃系ごみ及び不燃系ごみともに、減少傾向を示しています。

平成30年度の中間処理量は64,415tで、可燃系ごみが56,900t、不燃系ごみが7,515tで可燃系ごみが88%を占めています。

◆図表 1-2-13 (1) 中間処理量の実績

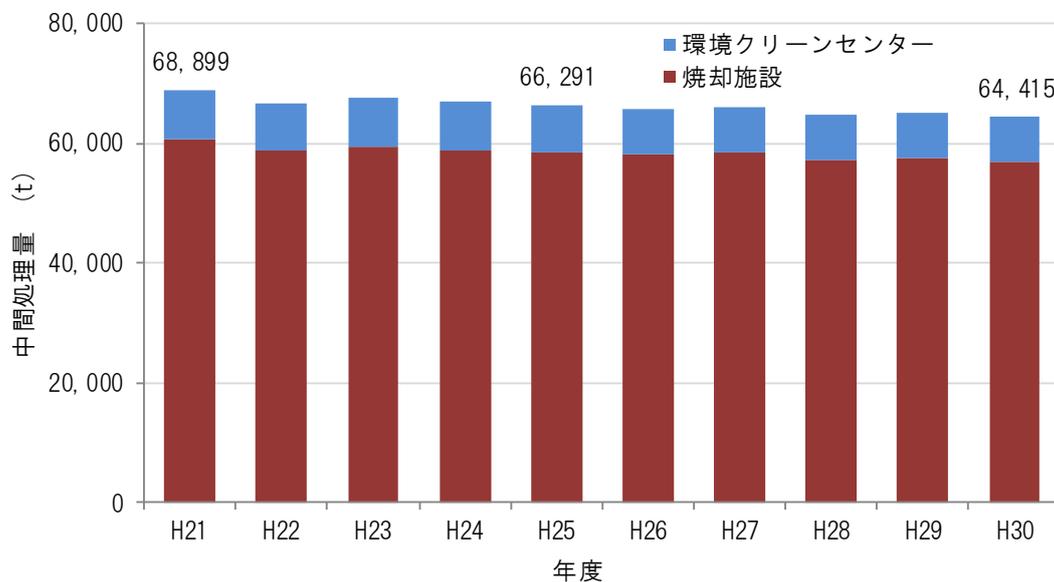
単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
焼却施設	60,663	58,622	59,463	58,837	58,407
可燃ごみ	60,663	58,622	59,463	58,837	58,407
環境クリーンセンター	8,236	8,112	8,125	7,998	7,884
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破砕ごみ	1,889	1,829	1,925	1,959	1,894
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
直搬不燃	68	64	74	69	80
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
小型家電	0	0	0	0	0
合計	68,899	66,734	67,588	66,835	66,291

年度	H26	H27	H28	H29	H30
焼却施設	58,203	58,390	57,183	57,610	56,900
可燃ごみ	58,203	58,390	57,183	57,610	56,900
環境クリーンセンター	7,621	7,623	7,447	7,495	7,515
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
小型破砕ごみ	1,781	1,803	1,737	1,745	1,760
大型資源ごみ	226	223	228	251	262
直搬不燃	81	88	99	127	158
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
乾電池・蛍光管	85	82	80	82	81
小型家電	7	22	33	51	54
合計	65,824	66,013	64,630	65,105	64,415

注) し渣を除く

◆図表 1-2-13 (2) 中間処理量の実績



## 9. 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、減少傾向です。

平成 30 年度の最終処分量は 7,971 t で、その約 7 割が焼却灰となっています。

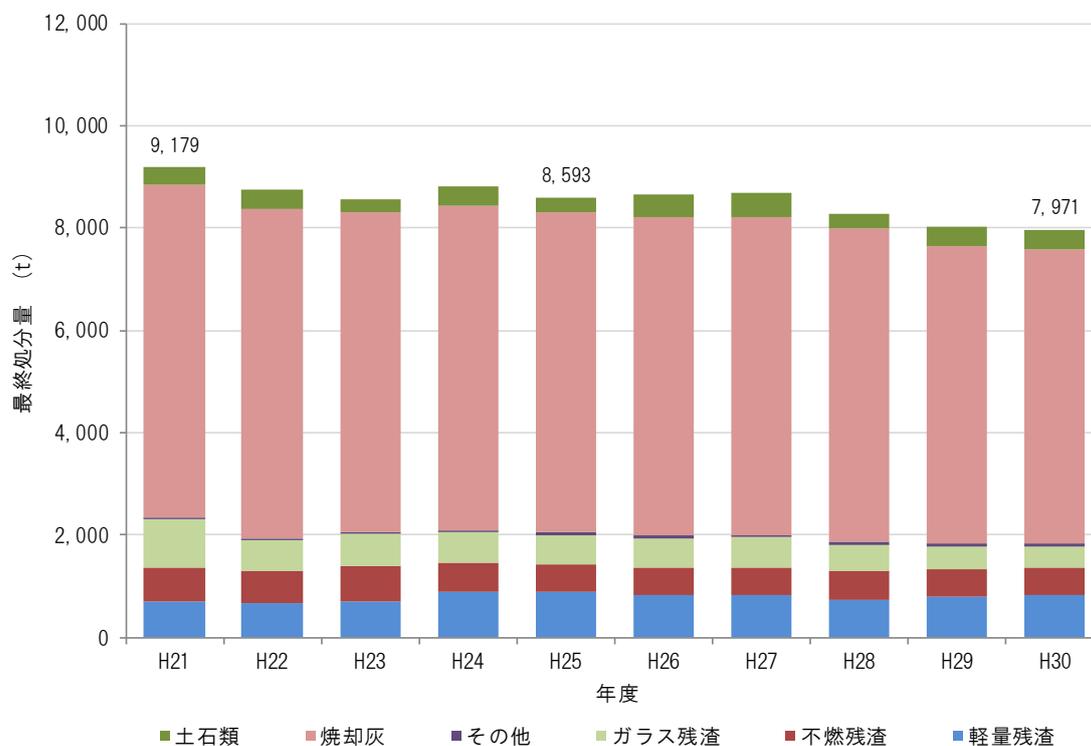
◆図表 1-2-14 (1) 最終処分量の実績

単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
軽量残渣	712	675	716	895	878
不燃残渣	649	640	683	568	553
ガラス残渣	936	577	642	596	577
その他	36	38	32	36	40
焼却灰	6,521	6,430	6,244	6,341	6,265
土石類	325	377	237	383	280
合計	9,179	8,737	8,554	8,819	8,593

年度	H26	H27	H28	H29	H30
軽量残渣	833	837	746	793	829
不燃残渣	530	535	554	532	538
ガラス残渣	575	580	497	437	399
その他	43	53	70	69	78
焼却灰	6,241	6,206	6,122	5,816	5,749
土石類	421	466	283	375	378
合計	8,642	8,675	8,273	8,021	7,971

◆図表 1-2-14 (2) 最終処分量の実績



## 10. 既定計画目標値の達成状況

既定計画においては、『ごみ処理有料化によるごみ排出量のリバウンドを防止する。』を方針とし、1人1日あたりのごみ排出量を維持することを目標として、人口の減少による年間ごみ量の減少を見込みました。

◆図表 1-2-15 ごみ排出量の実績と既定計画目標値

単位：t

年度	(実績)		(既定計画目標値)	
	H25	H30	H30	R1
収集ごみ	<b>43,843</b>	<b>40,137</b>	<b>43,208</b>	<b>42,968</b>
可燃ごみ	34,303	31,907	33,644	33,459
大型資源ごみ	245	256	219	219
プラスチックごみ	3,019	3,012	2,938	2,924
小型破碎ごみ	1,893	1,752	1,895	1,884
資源ごみ	2,150	1,745	2,131	2,121
ペットボトル	377	415	358	354
白色トレイ	35	28	38	38
古紙類	1,737	941	1,897	1,881
乾電池・蛍光管	84	81	88	88
直接搬入ごみ	<b>24,185</b>	<b>25,219</b>	<b>24,134</b>	<b>24,134</b>
事業系可燃ごみ	21,085	22,086	20,976	20,976
直搬可燃ごみ	3,019	2,907	3,085	3,085
大型資源ごみ	0	6	0	0
プラスチックごみ	0	0	0	0
小型破碎ごみ	1	8	4	4
資源ごみ	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0
直搬不燃（一般持込）	80	158	69	69
乾電池・蛍光管	0	0	0	0
小型家電	-	54	-	-
生ごみ	<b>427</b>	<b>350</b>	<b>387</b>	<b>387</b>
集団回収	<b>4,187</b>	<b>3,172</b>	<b>4,191</b>	<b>4,164</b>
合計	<b>72,642</b>	<b>68,878</b>	<b>71,920</b>	<b>71,653</b>

注)・し渣を除く

◆図表 1-2-16 収集運搬量の実績と既定計画目標値

単位：t

年度	(実績)		(既定計画目標値)	
	H25	H30	H30	R1
可燃ごみ	34,303	31,907	33,644	32,223
大型資源ごみ	245	256	219	255
プラスチックごみ	3,019	3,012	2,938	3,045
小型破碎ごみ	1,893	1,752	1,895	1,774
資源ごみ	2,150	1,745	2,131	1,766
ペットボトル	377	415	358	416
白色トレイ	35	28	38	30
古紙類	1,737	941	1,897	950
乾電池・蛍光管	84	81	88	81
合計	<b>43,843</b>	<b>40,137</b>	<b>43,208</b>	<b>40,540</b>

◆図表 1-2-17 中間処理量の実績と既定計画目標値

単位：t

年度	(実績)		(既定計画目標値)	
	H25	H30	H30	R1
焼却施設	<b>58,578</b>	<b>57,125</b>	<b>59,346</b>	<b>59,153</b>
可燃ごみ	58,407	56,900	57,705	57,520
し渣（し尿処理施設）	171	225	153	153
プラスチックごみ	-	-	623	620
環境クリーンセンター軽量残渣	-	-	865	860
環境クリーンセンター （破砕対象ごみ）	<b>2,219</b>	<b>2,180</b>	<b>2,187</b>	<b>2,176</b>
大型資源ごみ	245	262	219	219
小型破砕ごみ	1,894	1,760	1,899	1,888
直搬不燃ごみ	80	158	69	69
環境クリーンセンター （資源化対象ごみ）	<b>5,665</b>	<b>5,335</b>	<b>4,930</b>	<b>4,905</b>
プラスチックごみ	3,019	3,012	2,315	2,304
びん・缶	2,150	1,745	2,131	2,121
ペットボトル	377	415	358	354
白色トレイ	35	28	38	38
乾電池・蛍光管	84	81	88	88
小型家電	-	54	-	-
合 計	<b>66,462</b>	<b>64,640</b>	<b>66,463</b>	<b>66,234</b>

◆図表 1-2-18 最終処分量の実績と既定計画目標値

単位：t

年度	(実績)		(既定計画目標値)	
	H25	H30	H30	R1
焼却残渣（焼却灰）	6,265	5,749	6,220	6,200
軽量残渣	878	829	865	860
不燃残渣	553	538	549	546
ガラス残渣	577	399	576	573
その他	40	78	35	35
土石類	280	378	337	337
合 計	<b>8,593</b>	<b>7,971</b>	<b>8,582</b>	<b>8,551</b>

◆図表 1-2-19 既定計画目標値の達成状況

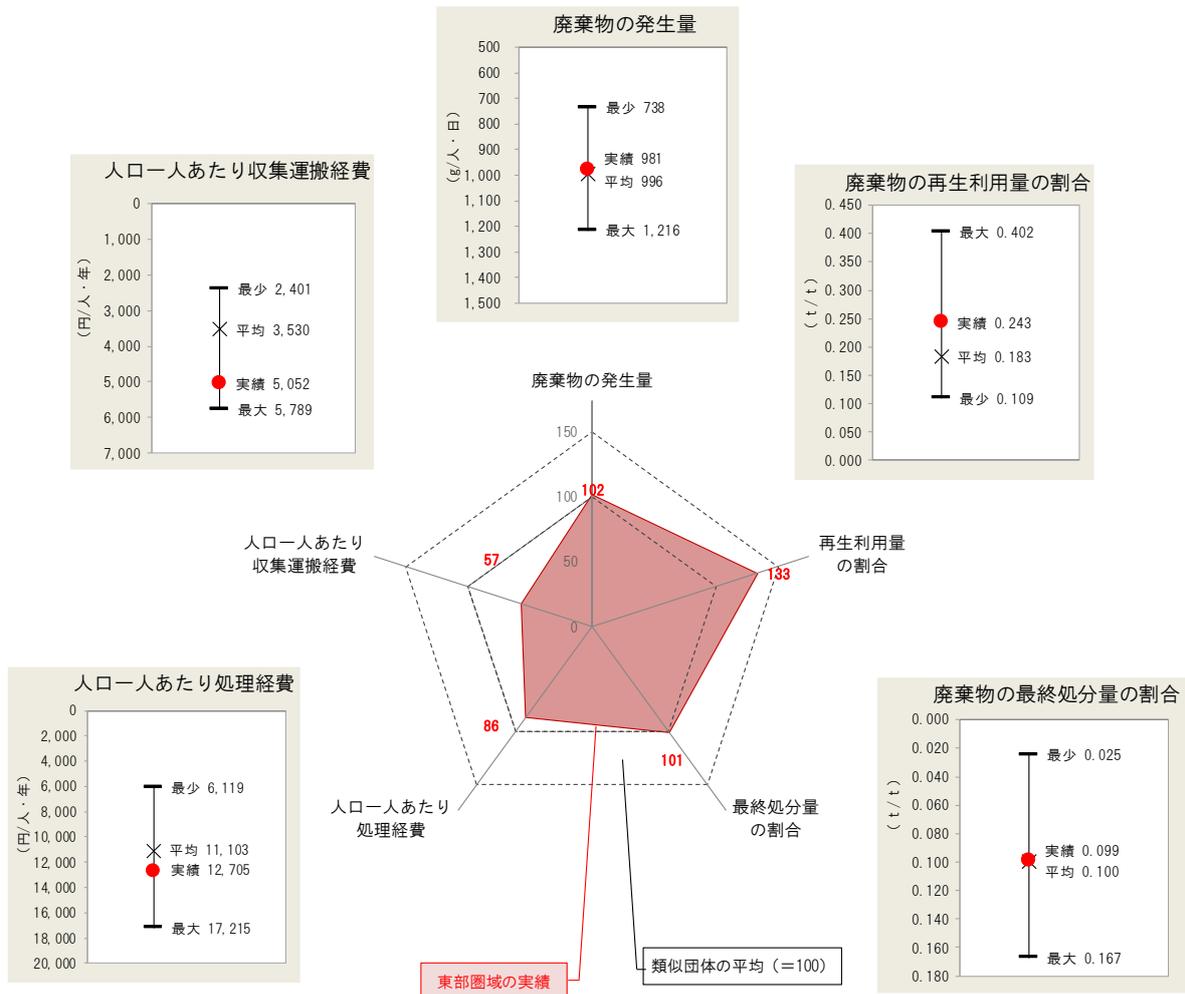
目標設定項目	ごみ排出量	収集運搬量	中間処理量	最終処分量
達成状況	平成30年度 時点で達成	平成30年度 時点で達成	平成30年度 時点で達成	平成30年度 時点で達成

## 1.1. ごみ処理の評価

一般廃棄物処理事業実態調査（平成 29 年度実績）をもとに、類似団体（23 市及び一部事務組合）との比較による評価を行った結果は、以下のとおりです。

【東部広域の状況】人口：229,973 人（H29.10.1） 面積：1,518.220 km<sup>2</sup>  
 分別収集の類型：類型Ⅱ（ただし、紙製容器包装は区分なし）  
 処理システムの概要：○中間処理：焼却施設（市）、粗大ごみ処理施設（一部事務組合）  
 ○最終処分：管理型最終処分場（一部事務組合）

◆図表 1-2-20 一般廃棄物処理システム分析比較表



※処理経費 = ごみ処理に要する費用 - 建設・改良費

### 【評価項目と指数の算出方法】

	指標	指数化の方法	指数の見方
1	廃棄物の発生量 (g/人・日)	$(1 - \frac{\text{実績値} - \text{平均値}}{\text{平均値}}) \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
2	廃棄物の再生利用量の割合 (t/t)	$\frac{\text{実績値}}{\text{平均値}} \times 100$	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
3	廃棄物の最終処分量の割合 (t/t)	$(1 - \frac{\text{実績値} - \text{平均値}}{\text{平均値}}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
4	人口一人あたりの処理経費 (円/人・日)	$(1 - \frac{\text{実績値} - \text{平均値}}{\text{平均値}}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
5	人口一人あたりの収集運搬経費 (円/人・日)	$(1 - \frac{\text{実績値} - \text{平均値}}{\text{平均値}}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり収集運搬経費は少なくなる

※詳細は、添付資料 2 参照（掲載ページ：資料 2-1～資料 2-3）

◆図表 1-2-21 一般廃棄物処理システム分析比較表の評価と課題

項目	評価	課題等
廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 類似団体との比較において、平均値に対して2%小さい値を示しています。</li> <li>➤ ごみ発生量は、全国的に減少傾向にあり、東部圏域のごみ発生量も減少傾向が継続しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部圏域のごみ発生量は、減少傾向にありますが、近年、減少傾向が鈍化しています。</li> </ul>
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 類似団体との比較において、平均値に対して33%大きい値を示しています。</li> <li>➤ 再生利用量は、ごみ発生量の減少とともに減少していますが、中間処理後の再生利用量は概ね維持できています。</li> <li>➤ 直接資源化している古紙類と集団回収量が減少しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古紙類の減少は、新聞や雑誌の発行数の減少が一つの要因と考えられますが、プラスチック類も含め、分別徹底により再生利用量を維持していくことが必要です。</li> </ul>
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 類似団体との比較において、平均値に対して1%小さい値を示しています。</li> <li>➤ 最終処分量も、再生利用量等と同様にごみ発生量の減少とともに減容しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで埋立対象であった軽量残渣等を新可燃物処理施設で処理するなど、新たな取り組みが必要です。</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 類似団体との比較において、平均値に対して人口一人あたり処理経費は14%大きい値を示しています。</li> <li>➤ 人口一人あたり収集運搬経費は、類似団体平均値に対して43%大きい値を示していますが、東部圏域の総面積1,518 km<sup>2</sup>に対し、類似団体の平均面積は376 km<sup>2</sup>であり、およそ4倍の面積からごみを収集していることを考慮すると、現状の収集運搬は、非常に効率的に行われていると考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集運搬経費は、施設の集約化を進めることで増加すると考えられますので、より効率的な収集運搬体制を構築していくことが必要です。</li> <li>・ 中間処理経費は、処理の効率化を図ることで低減が見込まれます。処理施設の能力を最大限に発揮させるため、適正な維持管理が必要です。</li> <li>・ 最終処分経費は、既存最終処分場の使用を継続することで現状を維持できますが、埋立が完了してしまえば新施設の整備が必要となるため、埋立物の削減による延命化が必要です。</li> </ul>

## 1 2. 課題の抽出

東部圏域のごみ処理の現状を踏まえ、次のとおり、課題を整理しました。

### 1 2-1 排出に関する事項

- ・収集可燃ごみには、古紙類や容器包装プラスチックなどの混入が散見されます。再利用できる古紙、汚れていない容器包装プラスチックなどの分別の徹底を継続していくことが必要です。
- ・民間委託による生ごみの資源化は、平成 25 年度まで増加傾向にありましたが、平成 26 年度以降減少傾向に転じています。事業の効果を明確にして、普及啓発を継続する必要があります。
- ・可燃ごみの約 4 割を占める事業系可燃ごみは、平成 26 年度まで概ね横ばいで推移していましたが、近年は増加傾向となっており、減量化を推進する施策の検討が必要です。
- ・高齢者・障がい者の方においては、集積所へのごみ排出が困難な場合があり、住民サービスや福祉の面での取り組みを充実させる必要があります。

### 1 2-2 収集・運搬に関する事項

- ・収集運搬経費は、施設の集約化による運搬距離、運搬時間の増加にともない増加すると考えられます。また、運搬距離、運搬時間の増加により、収集時間に遅れが生じると、悪臭の発生や景観を損なうなど、環境への負荷が増加します。収集運搬に係る経費や環境負荷を低減するために、より効率的な収集体制等について継続して検討する必要があります。
- ・収集運搬における二酸化炭素等の地球温暖化ガス排出量を削減するために、ハイブリッド車等の導入を推進する必要があります。

### 1 2-3 中間処理に関する事項

- ・資源化施設では老朽化に伴い維持・補修費が増大することが予測されるため、供用期間や次期施設の整備時期を考慮して、有効な維持管理計画を検討する必要があります。
- ・現有施設（神谷清掃工場及び環境クリーンセンター）の能力を維持し安定した処理が行えるよう、適切な運転管理・施設維持が必要です。また、新可燃物処理施設の供用開始後は、その能力を最大限に発揮させるため、最適な運転管理体制を構築する必要があります。

#### 12-4 最終処分に関する事項

- ・最終処分場の埋立容量は限られています。最終処分量の約7割を占める焼却灰については、セメント原料化や山元還元<sup>\*</sup>等の有効利用について検討する必要があります。
- ・残りの約3割は不燃物処理施設である環境クリーンセンターから排出される不燃残渣及びガラス残渣等です。不燃残渣及びガラス残渣についても、減量化を検討する必要があります。

※山元還元（やまもとかんげん）とは

飛灰等から非鉄金属（鉛、亜鉛、銅）を回収して、再使用する一連の精錬過程を山元還元といいます。

#### 12-5 その他に関する事項

- ・大規模な災害が発生した場合には、平常時の処理体制では対応できないことが想定されるため、災害廃棄物への対応を検討する必要があります。
- ・在宅医療が進むなか、家庭から排出される医療系廃棄物について、中間処理施設の処理方法に応じた適切な処理・処分方法を検討する必要があります。
- ・不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られるため、対応策を検討する必要があります。
- ・東部圏域の海岸には漂流・漂着ごみが多く、県や組合構成市町、地域住民やNPO等、官・民連携した取り組みを進めていくとともに、生活系ごみが河川を通じて海に到達する量も多いため、外出中のごみの持ち帰りについて啓発を検討する必要があります。



---

## 第 2 章

### ごみ処理基本計画の策定

---

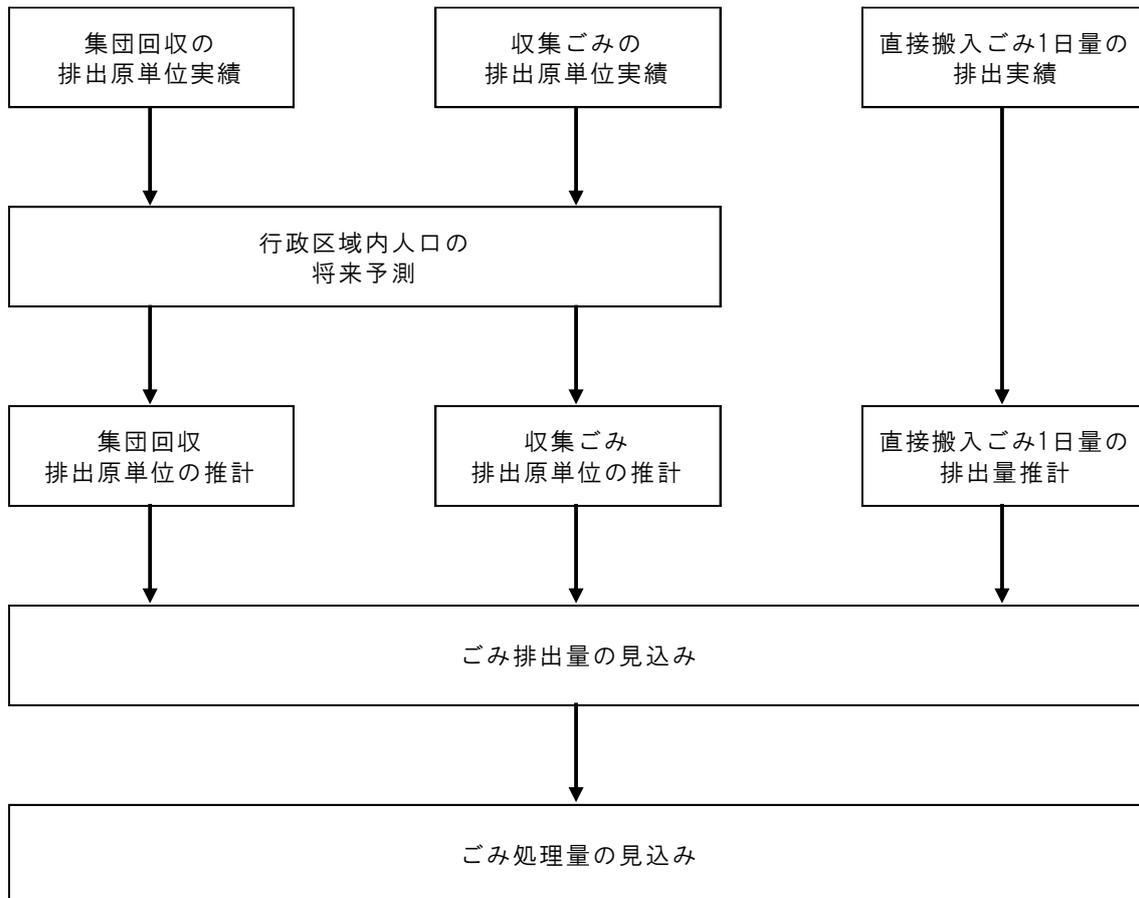


## 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

### 1. ごみ排出量の将来推計

東部圏域から排出されるごみ及び処理量は、図表 2-1-1 に示す将来予測方法のフローに基づき行いました。また、各推計は、過去の実績値を基にトレンド法を用いて行いました。

◆図表 2-1-1 ごみの排出量及び処理量の将来予測方法のフロー



## 2. ごみの排出抑制目標について

東部圏域全体のごみ排出量は、平成 19 年度に鳥取市がごみ処理の有料化を開始して以降急激に減少し平成 22 年度以降は、若干の増減はあるものの概ね横ばい傾向が続いており、既定計画において『ごみ処理の有料化によるごみ排出量のリバウンドを防止する。』とした目標は達成されています。

### (1) 計画期間・目標年度について

本計画の期間は令和 2 年度から計画目標年度である令和 16 年度までの 15 年間とします。

### (2) 計画目標年度における排出抑制目標

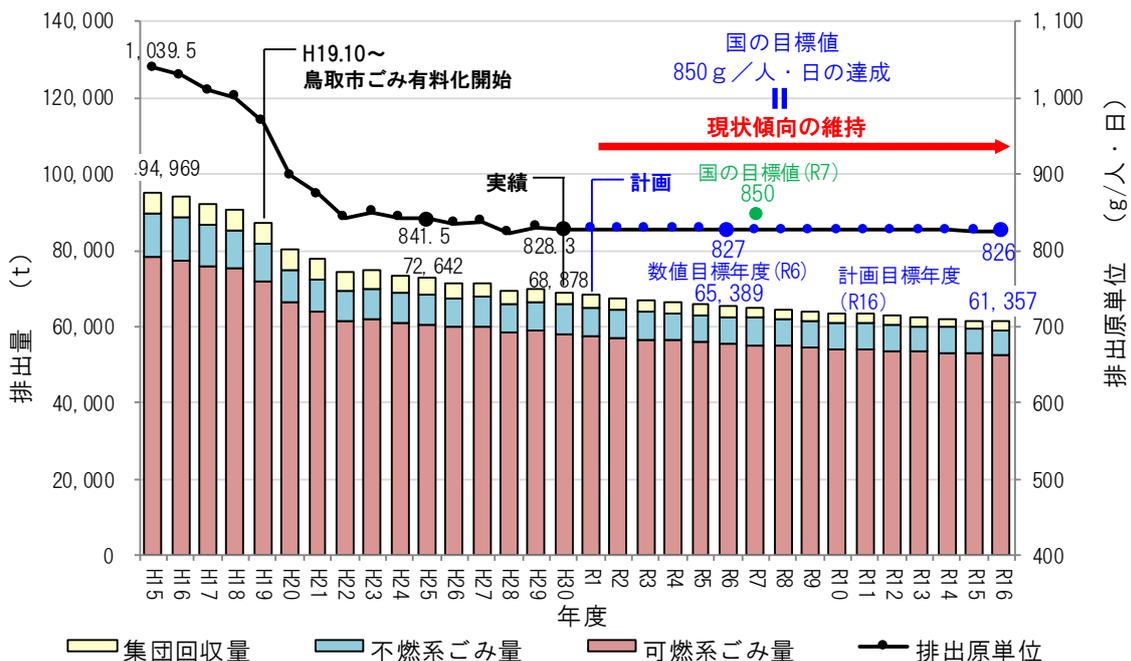
東部圏域全体のごみ排出量については、家庭から排出される収集ごみは減少していますが、事業所数等の増加に伴い事業系可燃ごみは増加傾向にあります。

今後、東部圏域内人口の減少によりごみ排出総量は減少が見込まれますが、事業所ごみの増加により人口 1 人当たり相当のごみ量は現状の傾向で推移すると見込まれます。

このため、計画目標年度（令和 16 年度）におけるごみ排出量は、現在の既定計画における方針や計画等を継承し、引き続きごみ排出量の削減に努め、平成 30 年度実績（68,878 トン）に対して 10.9%減の 61,357 トンと見込みます。また、人口一人一日あたりごみ排出量については、最低限、現状傾向を維持していくこととします。

令和16年度  ごみ排出量  61,357 t (826g/人・日)

◆図表 2-1-2 東部圏域の排出抑制目標に関する方針



現状の横ばい傾向を維持することで、国が第四次循環型社会形成推進基本計画に示す令和 7 年度目標、排出原単位 850 g/人・日を東部圏域全体の排出原単位において達成することが見込めます。

### 3. ごみ排出量の将来推計結果

ごみ排出量の推計結果を図表 2-1-3、図表 2-1-4 に示します。ごみ排出量は、収集ごみの 1 人 1 日平均排出量を増加させないこととしますが、東部圏域内人口の減少により年間ごみ量は減少すると見込みます。

令和 6 年度におけるごみ排出量は、ごみ排出量の将来推計結果によると、平成 30 年度実績に対して 5.1%減の 65,389 トンと見込まれました。

東部圏域における、数値目標年度（令和 6 年度）における排出抑制目標は、基準年度である平成 30 年度の実績値と計画目標年度である令和 16 年度の計画値とを直線で結ぶことで得られる一次直線から、令和 6 年度について補間することで得られた下記数値とします。

令和 6 年度 ごみ排出量 65,389 t (827 g/人・日)

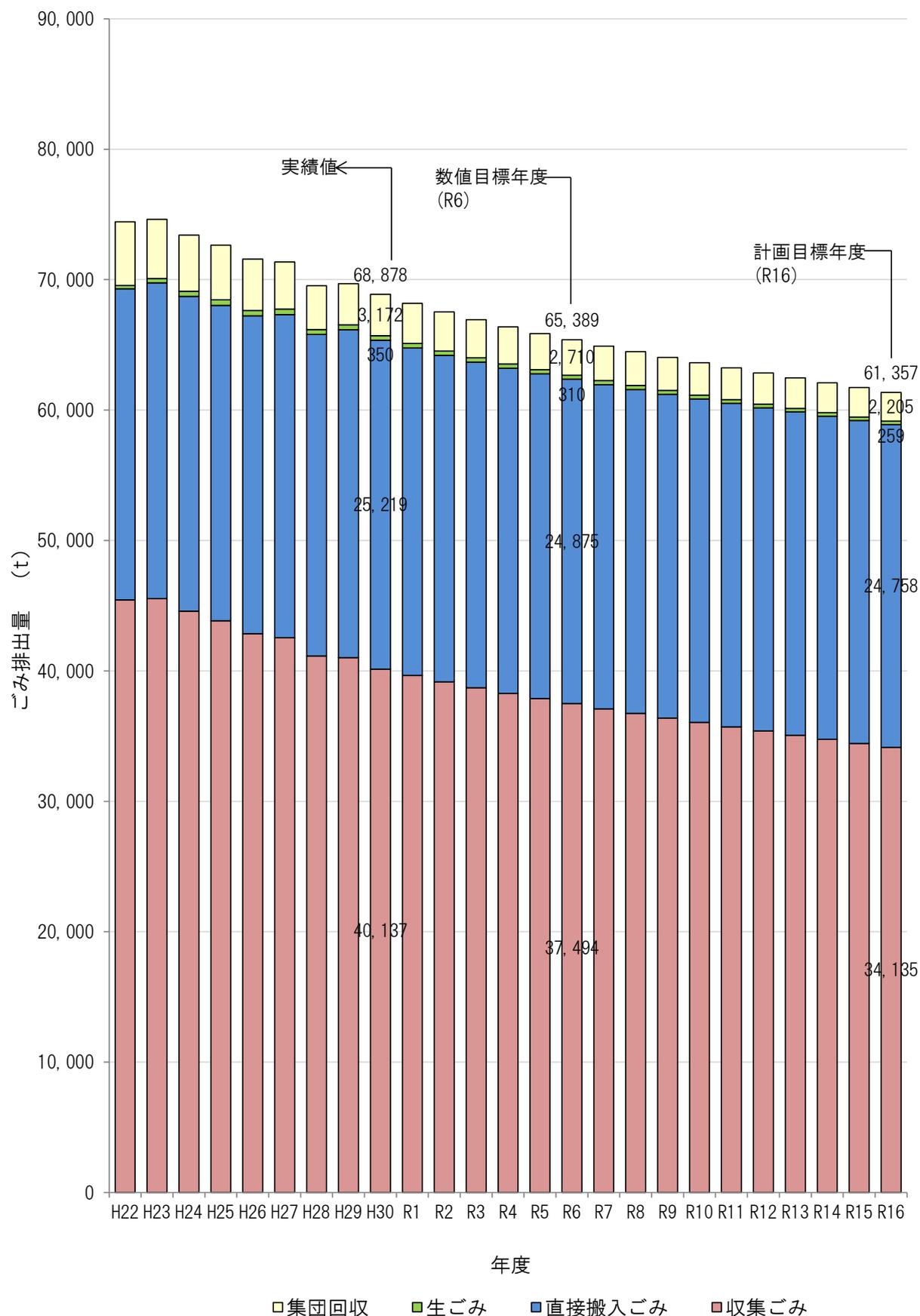
◆図表 2-1-3 ごみ排出量の将来推計結果

単位：t

年度	H30	R6	R16
	(実績)	(数値目標年度)	(計画目標年度)
<b>収集ごみ</b>	<b>40,137</b>	<b>37,494</b>	<b>34,135</b>
可燃ごみ	31,907	29,905	27,327
大型資源ごみ	256	244	218
プラスチックごみ	3,012	2,927	2,754
小型破碎ごみ	1,752	1,677	1,549
資源ごみ	1,745	1,523	1,299
ペットボトル	415	397	378
白色トレイ	28	29	26
古紙類	941	716	514
乾電池・蛍光管	81	76	70
<b>直接搬入ごみ</b>	<b>25,219</b>	<b>24,875</b>	<b>24,758</b>
事業系可燃ごみ	22,086	22,265	22,455
直搬可燃ごみ	2,907	2,373	2,055
大型資源ごみ	6	7	7
プラスチックごみ	0	0	0
小型破碎ごみ	8	7	7
資源ごみ	0	0	0
ペットボトル	0	0	0
直搬不燃（一般持込）	158	161	168
乾電池・蛍光管	0	0	0
小型家電	54	62	66
<b>生ごみ</b>	<b>350</b>	<b>310</b>	<b>259</b>
<b>集団回収</b>	<b>3,172</b>	<b>2,710</b>	<b>2,205</b>
<b>合計</b>	<b>68,878</b>	<b>65,389</b>	<b>61,357</b>

注) し渣を除く

◆図表 2-1-4 ごみ排出量の将来推計結果



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-15)

## 第2節 ごみの排出抑制計画

### 1. 現在の施策（組合構成市町の取組状況）

平成30年度現在の組合構成市町のごみ減量化の取り組みは、図表2-2-1（1）及び図表2-2-1（2）のとおりです。組合構成市町においては、地域の実情に応じた施策を展開し、ごみ減量化に取り組んでいます。

◆図表2-2-1（1） 組合構成市町のごみ減量化の取り組み（平成30年度現在）

市町	取り組み事業・施策名称	内 容
鳥取市	再資源化等推進事業	● 各団体が中心となって取り組んでいる再生資源回収運動をさらに発展・推進するため、資源の回収量に応じて奨励金を交付しています。
	家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度	● コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみの堆肥化を行う市民に対して、購入費の一部を補助しています。
	家庭ごみの有料指定袋制度	● 単にごみ処理に要する費用負担を市民に求めるのではなく、処理費用の一部を直接負担いただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみ減量やリサイクルの促進を目的として実施しています。
	鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度	● 積極的にごみの減量や再資源化に取り組んでいる事業所を優良事業所として認定することで、事業所のごみ減量等に関する意識の高揚及び活動の促進を図っています。 ● また、優良認定事業所の活動状況等を市民に周知することで、事業所のみならず市民全体のごみ減量等の意識の啓発を図っています。
岩美町	コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等購入助成	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとする町民に対し、その費用の一部を補助しています。
	ミックスペーパーリサイクル推進事業	● 平成25年2月に町内の各家庭へ注意書き等のシールを貼ったミックスペーパー保管ボックス（幅100mm×縦260mm×横315mm）を配布しています。 ● 保管ボックスにミックスペーパーをため、たまったら紙袋、封筒などに入れて雑誌と一緒に束ねて、古紙回収に出していただいています。
	インクカートリッジ里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。
	資源ごみ回収報奨金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報奨金を交付しています。

◆図表 2-2-1 (2) 組合構成市町のごみ減量化の取り組み (平成 30 年度現在)

市町	取り組み事業・施策名称	内 容
若 桜 町	資源ごみ回収報奨金 交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源の再利用を推進し、ごみの減量化を図るため、資源ごみ(古紙、金属、ビン類)回収に協力する団体に対し、回収した量に応じて報奨金を交付しています。</li> <li>● 古紙の分類:新聞紙、広告、雑誌、ダンボール、菓子箱等</li> </ul>
	家庭用生ごみ処理機 購入費補助金交付事業	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとするものに対し、その費用の一部を補助しています。
	ごみ減量化モデル地区 指定事業補助金	● 家庭から排出されるごみを地域で自主的に減量化及び資源化に取り組む地域団体に対し、その経費の一部を助成することによりごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図っています。
	インクカートリッジ 里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。
	家庭用生ごみ処理機 モニター事業	● 家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による再生利用を推進するため、家庭用生ごみ処理機の貸出を行っています。
智 頭 町	くるくるプラン	● 生ごみを分別回収し、可燃ごみの減量化を図る。収集業者が液肥に加工し販売を行っています。
	資源ごみ回収 報奨金制度	● 資源ごみを回収した団体に収集量により報奨金を交付しています。
	生ごみ処理機 購入費補助	● 生ごみ処理機を購入した者に1万円を上限に補助金を交付しています。
八 頭 町	生ごみの分別収集	● 生ごみを分別回収し、可燃ごみの減量化を図る。収集業者が液肥に加工し販売を行っている。
	資源ごみ回収報奨金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報奨金を交付しています。
	古紙回収	● 古紙回収を実施する集落に2カ月に1回収に廻っています。
	家庭用生ごみ処理機 購入費補助金交付事業	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとするものに対し、その費用の一部を補助しています。

## 2. 本計画期間内に実施する施策

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成に努めます。

### 2-1 啓発に関する施策

#### (1) 啓発活動の充実

##### 施策1 啓発活動の充実

啓発活動を充実させるための具体策として、環境クリーンセンターを活用する3つの事業を展開します。

##### 事業1 住民参加型施設の活用

###### 事業の方向

住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」において、啓発活動の充実を図ります。

###### 各主体の役割

住 民	● 住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」を積極的に活用します。
事 業 者	● 住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」を積極的に活用します。
行 政	● リファーレンいなばを活用した啓発活動を実施します。 ・従来のリサイクル体験に加え、出前授業やリサイクル教室の開催 ・小学校の児童による見学に加え、園児に楽しく学んでいただけるプログラムの作成 ・環境情報の発信

#### ◆住民参加型施設（リファーレンいなば）

##### ○設備状況

###### (工作室)



###### (こども遊びコーナー)



○活動状況

(分別クイズ)



(リサイクルマーケット)



事業2 リサイクルイベント・環境学習会等の開催

事業の方向

ごみの減量、リサイクル、環境問題等について住民に学んでいただくため、毎年、リサイクルフェスティバルや環境学習会等を開催します。



各主体の役割

住 民	● リサイクルフェスティバルや環境学習・生涯学習、環境美化活動等へ積極的に参加・協力し、排出抑制や環境保全の重要性等を再認識します。
事 業 者	● リサイクルフェスティバル開催の趣旨を理解し、開催に協力します。
行 政	● リサイクルフェスティバルや環境学習会等を開催します。 ・ 環境学習講演会 ・ 大型再生品の展示 ・ リサイクルマーケット ・ ごみ分別クイズ ・ リサイクル工作の体験 ・ 地産地消等

### 事業3 エココンテストの実施

#### 事業の方向

住民のごみ問題に対する理解と意識向上を図るため、ごみとして排出されるペットボトルやビン、缶等を材料としたエココンテストを開催します。

コンテストの出展物は展示を行い、来場者にごみ問題に対する理解と意識向上を図ります。

(エココンテストポスターの展示)



(エココンテスト作品の展示)



#### 各主体の役割

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 住 民   | ● エココンテストへ積極的に出展します。         |
| 事 業 者 | ● エココンテスト開催の趣旨を理解し、開催に協力します。 |
| 行 政   | ● エココンテストを実施します。             |

## (2) 適正排出の普及・啓発

### 施策2 適正排出の普及・啓発

#### 施策の方向

適正排出の普及・啓発を図るため、ホームページ・チラシ・冊子等を作成し、配布を行います。また、各地区からの要望に応じ、分別ビデオ等を活用した分別説明会や講習会等を実施します。

ごみステーションの管理・指導体制を構築するため、環境衛生委員などによる普及・啓発を行っていきます。



各主体の役割

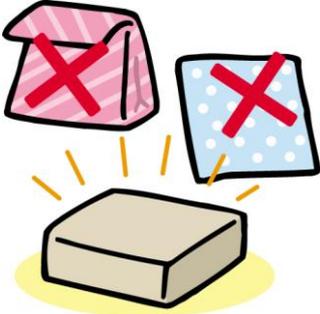
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努めます。</li> <li>● 新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努めます。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努めます。</li> <li>● 新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努めます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの分別を推進するため、ホームページ・チラシ・冊子等を作成し、配布します。</li> <li>● 要望に応じて、説明会や講習会を開催します。</li> <li>● 環境衛生委員等と協力し、普及・啓発を行います。</li> </ul>

(3) 事業者啓発の推進

施策3 事業者啓発の推進

施策の方向

4Rを推進するため、事業者に対して、ごみの発生抑制・再使用の推進、さらに、商品の販売・流通において、過剰包装の自粛、店頭回収の促進等に努めます。



各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者啓発の趣旨を理解し、協力します。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所におけるごみの発生状況を把握し、発生・排出抑制を推進します。</li> <li>● 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び食品リサイクル法などの法的義務に対応すると同時に、その他の製品についても、販売店等において回収し積極的に資源化を推進します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙の使用削減やペーパーレス化の推進</li> <li>・食品製造業・旅館・飲食店等の生ごみのコンポスト化やバイオマス化など</li> <li>・事業所ごみ減量計画書の作成（多量排出事業者のみ）</li> <li>・ダイレクトメール・チラシ等の自粛</li> <li>・レジ袋の使用削減</li> <li>・資源のリサイクルを推進するための普及・啓発活動の充実</li> <li>・広域認定制度に対する協力体制の整備（廃二輪自動車、廃パーソナルコンピュータ、廃消火器等）</li> </ul> </li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発活動を推進します。</li> </ul>

## 2-2 ごみ減量化に関する施策

### 施策4 ごみの有料化

#### 施策の方向

単にごみ処理に要する費用負担を住民・事業者に求めるのではなく、処理費用の一部を直接負担いただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみ減量やリサイクルの促進を目的として実施します。

#### 各主体の役割

- |       |  |
|-------|--|
| 住 民   | ● ごみの有料化の目的やその効果などに関してよく理解し、ごみの減量化に取り組みます。     |
| 事 業 者 | ● ごみの有料化の目的やその効果などに関してよく理解し、ごみの減量化に取り組みます。     |
| 行 政   | ● ごみ排出抑制のインセンティブ（動機付け）となるよう、適正価格について継続して検討します。 |

### 施策5 ライフスタイルの見直し

#### 施策の方向

住民一人ひとりのライフスタイルの見直しを図り、ごみの減量を推進します。



#### 各主体の役割

- |       |  |
|-------|--|
| 住 民   | ● マイバッグの持参、生ごみの水切り、リユース、店頭回収の利用など、ごみの排出量を減らします。<br>● 賞味期限切れ等により廃棄する食品の削減やエコクッキングの実践など、無駄のない食生活を心がけます。<br>● ものを大切に使用するために耐久性のあるものを選び、故障しても修理して使用するために修理店を活用します。 |
| 事 業 者 | ● マイバック運動や店頭回収等の趣旨を理解し、協力します。  |
| 行 政   | ● モニター家庭を募り、ごみ環境家計簿の実践を行います。<br>● ごみ環境家計簿の実績は、リファレンスに公表し、公表します。  |

## 施策6 生ごみの減量化

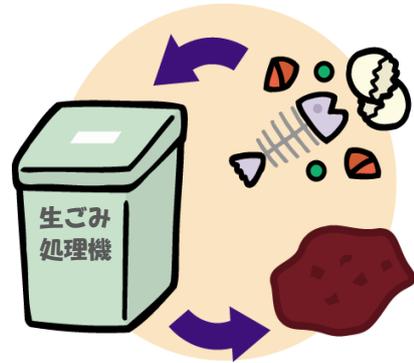
生ごみ減量化のための具体策として、各世帯で生ごみを堆肥化する容器や処理機の導入を促進するための事業を展開します。

### 事業4 生ごみの堆肥化等推進

#### 事業の方向

ごみの減量化を目的として、家庭や公共施設、事業所で発生する生ごみを、堆肥等により地域で利用するなど、安心・安全な農産物の栽培と供給を行う地域循環型農業の推進を検討していきます。

また、生ごみをコンポスト化し、農地等に還元することを目的として、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等の購入に要する経費に対し補助金を交付します。



#### 各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみをできる限りコンポスト化して農地に還元し、ごみ減量や資源循環に努めます。</li></ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生ごみが多く発する事業所においては、厨芥類の資源化等を推進します。</li></ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生ごみの堆肥化等推進事業を継続します。</li><li>● 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業を継続します。</li></ul>

## 2-3 その他施策

### 施策7 再使用に対する取り組み

#### 施策の方向

東部圏域内のリサイクルショップ等によるリユースに携わる企業活動の土壌を醸成していきます。また、リファーレンいなばにおいても、家具等のごみを修理・再生・展示し、再生品については希望者に販売することでリユースの推進を図っていきます。

#### 各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃家電・自転車・家具などの不用物はフリーマーケットやリサイクルショップを利用する等、再使用に努めます。</li><li>● 衣類をリフォームする等、不用物を有効活用します。</li></ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>● リユースに対する取り組みについて、協力します。</li></ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>● リファーレンいなばにおいて、再生品を販売します。</li></ul>

## 施策8 資源化に対する取り組み

### 施策の方向

焼却処理するごみの量を削減するため、古紙類のステーション回収の推進を図り、加えて、拠点回収等の検討を行うなど、地域にあった資源化を進めていきます。

また、ごみの再資源化と減量化を推進することを目的とし、再資源化等推進事業に協力する団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付します。



### 各主体の役割

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 住 民   | ● 資源ごみ回収に協力する団体へ積極的に参加・協力します。 |
| 事 業 者 | ● 資源ごみ回収に協力する団体へ積極的に参加・協力します。 |
| 行 政   | ● 資源ごみ回収に対する報奨金の交付を継続します。     |

## 施策9 環境に配慮した商品の購入

### 施策の方向

組合構成市町は、製品やサービスを購入する際は、環境への負荷ができるだけ少ない製品等を選んで、購入（グリーン購入）することを推進します。

### 各主体の役割

- |       |   |
|-------|---|
| 住 民   | ● 商品の購入については、耐久性のある商品や再生資源が利用されている商品、ごみの発生が少ない商品、資源回収が容易な商品等を選択するよう努めます。                                    |
| 事 業 者 | ● 事業者は、耐久性のある製品や再生資源を活用した製品、廃棄物の発生が少ない製品や資源回収が容易な材質による製品などを製造、販売します。<br>・再生材料を利用した製品の製造・販売<br>・環境配慮製品の製造・販売 |
| 行 政   | ● グリーン購入を推進します。   |

## 第3節 分別収集計画

### 1. 分別収集の基本方針

現在、東部圏域内では、ごみの再資源化及び適正処理を目的として8種または9種分別によるごみ収集を実施しており、今後も現状を基本とします。

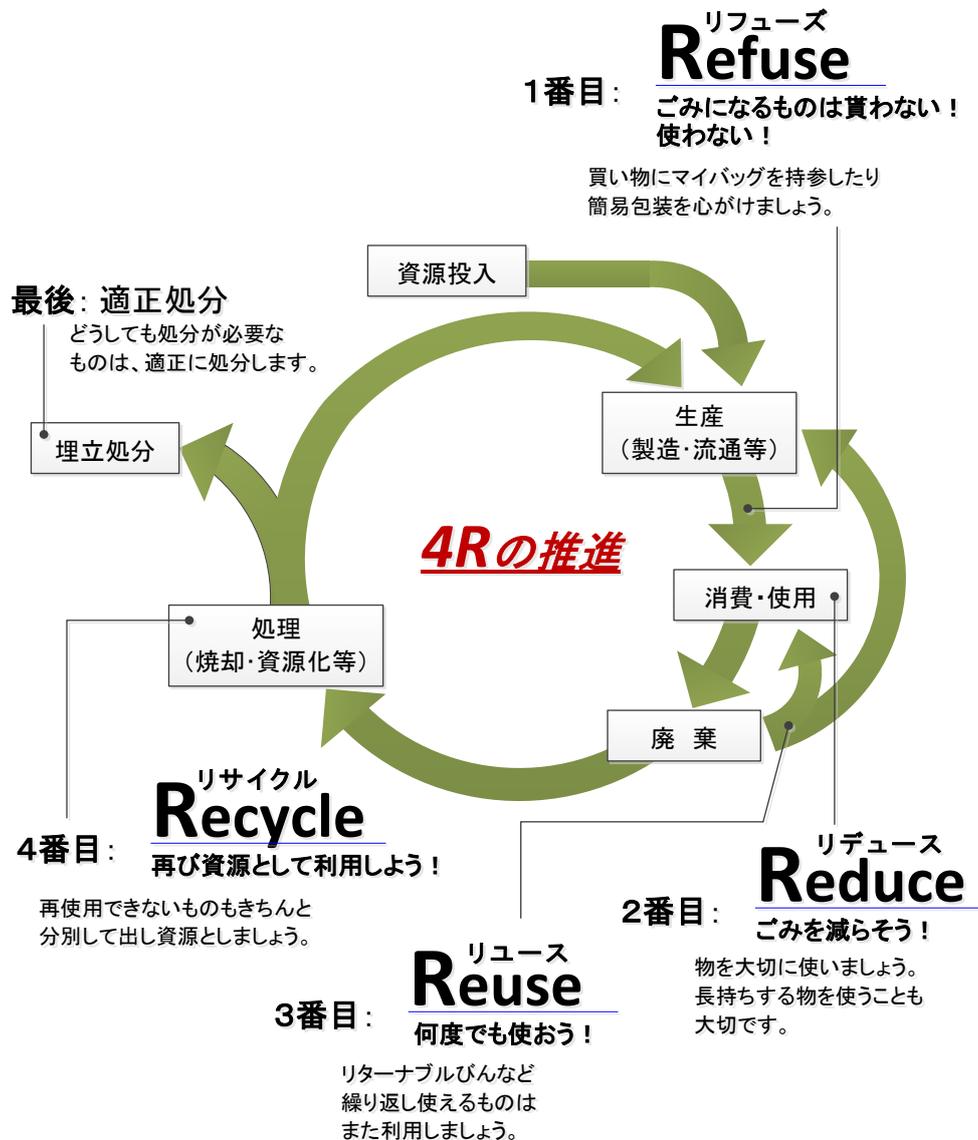
◆図表 2-3-1 分別形態（代表例）



## 第4節 ごみ処理計画

### 1. ごみ処理の基本方針

「発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクルあるいはサーマルリサイクル）、焼却灰の再生利用（マテリアルリサイクル）がバランス良く行われる持続可能なごみ処理システム」を構築し、環境負荷、エネルギー、コスト等を総合的に勘案して、最適なごみ処理システムを構築します。



## 2. ごみ処理主体

ごみの排出に伴う環境への負荷を軽減するために、排出抑制、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において、様々な配慮が必要です。また、効率的なごみ処理やリサイクルを推進するためには、住民・事業者等の協力や支援も重要です。

なお、新可燃物処理施設の整備後は、中間処理と最終処分のすべてを東部広域で行うことになります。

◆図表 2-4-1 ごみ処理主体

《現行》

区 分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
			可燃	不燃	
家庭系ごみ	住民	構成市町 (収集)	構成市町	東部広域	
		住民・許可業者 (直接搬入)			
事業系ごみ	事業者	構成市町 (収集)			
		事業者・許可業者 (直接搬入)			

《新可燃物処理施設整備後》

区 分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
			可燃	不燃	
家庭系ごみ	住民	構成市町 (収集)	東部広域		
		住民・許可業者 (直接搬入)			
事業系ごみ	事業者	構成市町 (収集)			
		事業者・許可業者 (直接搬入)			

### 3. 収集運搬計画

家庭から排出されるごみの収集・運搬は、組合構成市町の事務により行われているため、ここでは、その方向性について示します。

#### 3-1 ごみの収集運搬の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの収集・運搬については、組合構成市町の事務として行っていくものとします。具体的には、家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託業者または排出者自らにより、事業所から排出されるごみの収集運搬は、排出事業者の責任において、事業者自らあるいは組合構成市町の収集運搬許可業者により行うものとし、図表 2-4-2 の形態を基本とします。

家庭系ごみの種類ごとの収集運搬量は、図表 2-4-3 のとおりとします。

◆図表 2-4-2 収集運搬の方法（収集形態）

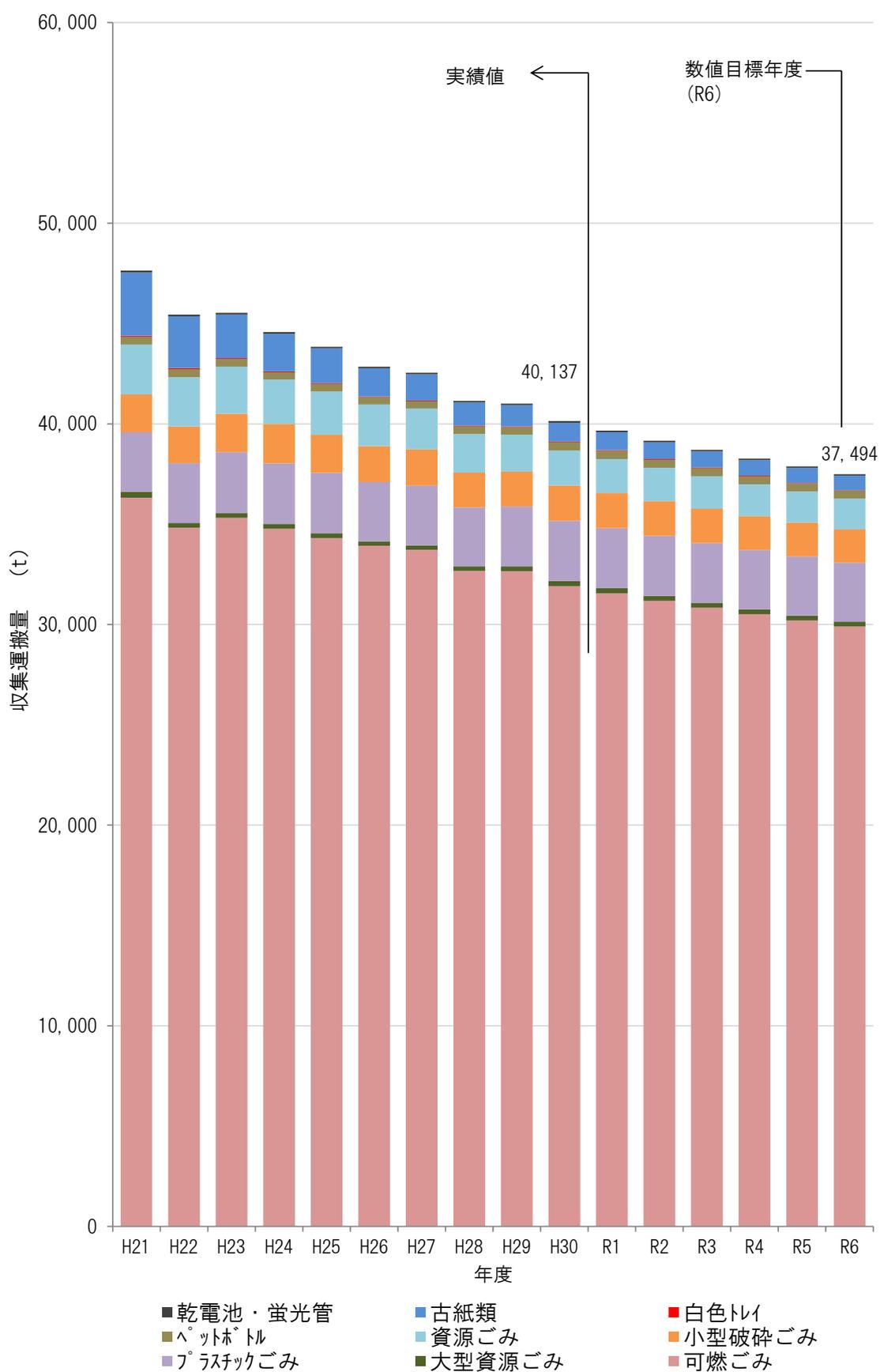
区分	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
家庭系ごみ	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者
	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら
事業系ごみ	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者
	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら

◆図表 2-4-3 (1) 収集運搬量の見込み

単位：t

品目	年度	H30	R6
		(実績)	(目標年度)
可燃ごみ		31,907	29,905
大型資源ごみ		256	244
プラスチックごみ		3,012	2,927
小型破碎ごみ		1,752	1,677
資源ごみ		1,745	1,523
ペットボトル		415	397
白色トレイ		28	29
古紙類		941	716
乾電池・蛍光管		81	76
合計		40,137	37,494

◆図表 2-4-3 (2) 収集運搬量の見込み



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-15)

## 3-2 ごみの収集運搬に関する施策

### (1) 現行の収集・運搬体制の維持

一般家庭から排出される可燃ごみ、プラスチックごみ、小型破砕ごみや資源ごみ等はそれぞれ指定ごみ袋に入れるなど、組合構成市町において定められたルールに基づき排出されます。排出者より分別された廃棄物や資源物を適正に収集・運搬し、適正な中間処理に繋がっていく現行の収集・運搬体制を維持します。

### (2) 事業系ごみ搬入指導と収集運搬業の許可

事業系ごみは、排出事業者自らの責任によりごみの分別や処理・処分を行うことが必要です。東部圏域の処理施設に搬入する場合は、自らが運搬するか、あるいは組合構成市町の収集運搬許可業者に委託することとなります。

搬入されたごみが適正に処理できるよう、分別徹底等について搬入時における窓口指導を行うものとします。また、許可業者が搬入する場合においては、組合構成市町と連携して排出事業者に対して分別等を指導していくものとします。

加えて、事業系ごみなどの適正処理を維持していくためには、収集運搬許可業者による収集運搬も不可欠です。適切な収集運搬許可制のあり方について、引き続き組合構成市町と協議していくものとします。

### (3) 住民サービスの維持・向上

高齢者や障がいのある住民等は、高齢化社会の進行等により増加すると予想されます。組合構成市町の収集方式は、ステーション方式を基本としていますが、鳥取市では粗大ごみについて、申込みによる戸別収集を行うなど、福祉向上の観点から住民サービスの充実に努めています。

ステーションへのごみ出し等について、支援を行うボランティア団体や地域住民等による支援体制を整えるなど、高齢者・障がい者が生活しやすい環境を整えるため、引き続き組合構成市町と連携して協議していくものとします。

### (4) 火災危険ごみの扱い

使い捨てライター、カセットボンベ、エアゾール缶などの中に残っているガスにより、ごみ収集運搬車の火災や爆発が発生した事例があります。エアゾール缶については、中身排出機構（残ガス排出機構）が装着され、安全にガスを抜くことができるようになりましたが、機構を作動させた結果を表示する構造にはなっておらず、収集時においてガス抜きの確認ができません。

よって、使い捨てライターなどについては、「火災危険ごみ」として分別回収するなど、安全な収集運搬方法について、引き続き組合構成市町と検討していきます。

## 4. 中間処理計画

### 4-1 中間処理の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの中間処理は、新可燃物処理施設の整備にあわせ、すべてのごみについて東部広域において中間処理を行うものとします。

処理施設別の中間処理量の見込みは、図表 2-4-4 のとおりとします。

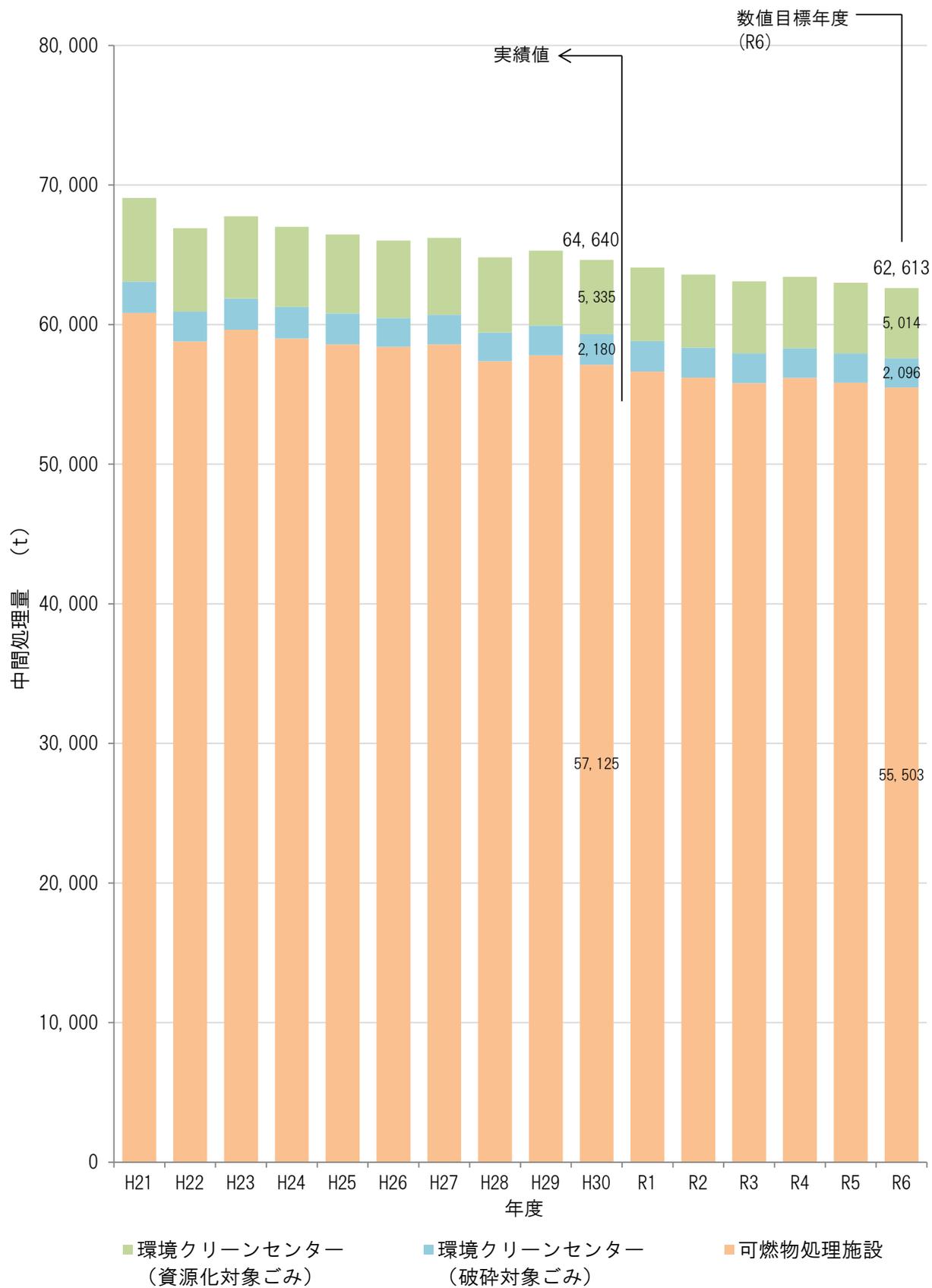
◆図表 2-4-4 (1) 中間処理量の見込み

単位：t

施設・品目	年度	H30	R6
		(実績)	(目標年度)
可燃物処理施設		57,125	55,503
可燃ごみ		56,900	54,543
し渣（し尿処理施設）		225	225
環境クリーンセンター軽量残渣		-	735
環境クリーンセンター （破碎対象ごみ）		2,180	2,096
大型資源ごみ		262	251
小型破碎ごみ		1,760	1,684
直搬不燃ごみ		158	161
環境クリーンセンター （資源化対象ごみ）		5,335	5,014
プラスチックごみ		3,012	2,927
びん・缶		1,745	1,523
ペットボトル		415	397
白色トレイ		28	29
乾電池・蛍光管		81	76
小型家電		54	62
合 計		64,640	62,613

注) し渣を除く

◆図表 2-4-4 (2) 中間処理量の見込み



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-15)

## 4-2 中間処理に関する施策

### (1) 鳥取市神谷清掃工場での適正処理

東部圏域の可燃ごみ処理は、市町村合併に伴う処理の集約化を図りながら、現在、鳥取市神谷清掃工場に集約して処理を行っています。新可燃物処理施設の稼働まで、鳥取市神谷清掃工場での適正処理を維持します。

### (2) 環境クリーンセンターの機能維持とリサイクルの促進

東部圏域の一般家庭から排出される不燃ごみを処理している環境クリーンセンターは、東部広域が管理・運営しています。当該施設は、資源ごみ（ビン・缶）等を選別回収したり、小型破碎ごみや大型資源ごみを破碎・選別し、金属類を回収するなどにより、リサイクルや埋立物の減量・減容化を行っています。

今後、回収した金属類等について安定した資源化等を行うために、施設の定期検査の実施と計画的な補修などにより、処理機能を維持していくものとします。

加えて、回収した資源物を安定してリサイクルするためのルート（引き渡し先など）についても引き続き、調査・検討していくものとします。

また、当該施設については、住民参加型のリサイクル啓発施設を併設しており、住民等によるごみ分別や環境問題等の取組を推進し、もって施設の機能維持に寄与していくものとします。

### (3) 効率的なごみ処理に向けた可燃ごみ処理施設の整備と処理により発生するエネルギーの有効利用

東部圏域の可燃ごみ処理は、「新可燃物処理施設整備計画」（平成 25 年 12 月策定）に基づき整備を進めています。

新可燃物処理施設は、処理により発生するエネルギーの有効利用を最大限に進めるため、高効率ごみ焼却発電を前提とした施設を整備します。

◆図表 2-4-5 新可燃物処理施設整備イメージ



◆図表 2-4-6 新可燃物処理施設の概要（参考）

処 理 対 象 区 域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
処 理 能 力	240 t /24 h（120t/24 h × 2 炉）
処 理 方 式	ストーカ（全連続式）
管 理 者	鳥取県東部広域行政管理組合

#### （４）小型家電リサイクルへの対応

国においては、新たな法律として「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を平成 25 年 4 月に施行しました。

現在、東部圏域から排出される携帯電話、デジカメ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などの小型家電類は、「小型破碎ごみ」、または「大型資源ごみ」として分別収集、あるいは直接搬入されているほか、鳥取市において BOX 回収、岩美町において直接回収されています。

レアメタル等のリサイクルを進めるため、今後の対応について、引き続き組合構成市町と協議を進めていきます。

## 5. 最終処分計画

東部圏域から排出され、中間処理後に発生する残渣及び土石類等の埋立物については、環境クリーンセンター最終処分場（以下「最終処分場」という。）にて、安全かつ適正に埋立処分するものとします。

### 5-1 最終処分の方法及び量

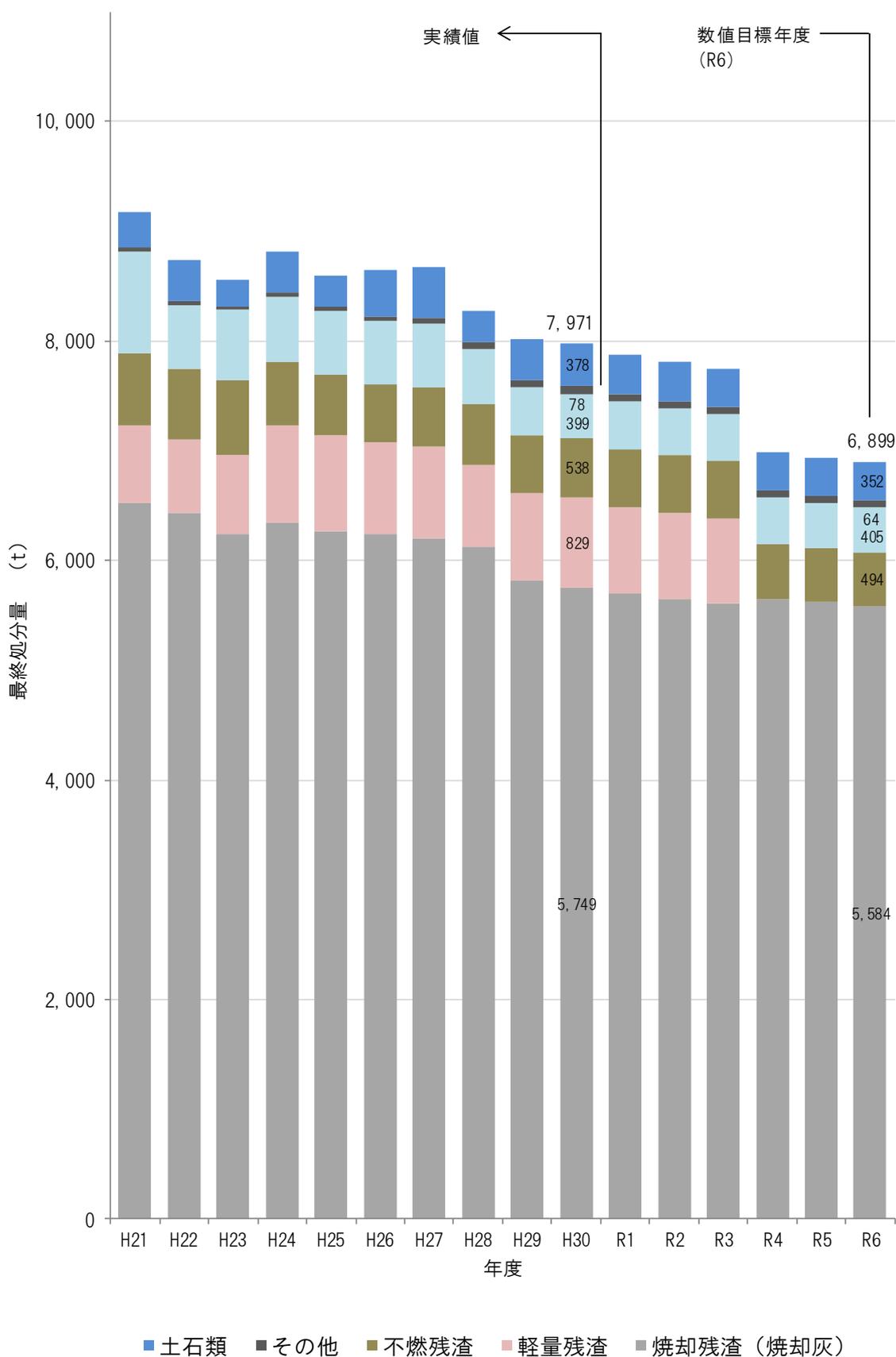
現状の埋立処分を継続した場合の最終処分量は、図表 2-4-9 のとおりです。

◆図表 2-4-7 最終処分量の見込み

単位：t

品目	年度	H30	R6
		(実績)	(目標年度)
焼却残渣（焼却灰）		5,749	5,584
軽量残渣		829	—
不燃残渣		538	494
ガラス残渣		399	405
その他		78	64
土石類		378	352
合計		7,971	6,899

◆図表 2-4-8 最終処分量の見込み



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-19)

## 5-2 最終処分に関する施策

### (1) 最終処分量の減量

最終処分場は、特に立地が困難な施設であるため、延命化を図ることが必要です。

現在の埋立対象物は、不燃ごみを処理したのちの不燃物残渣、焼却灰及び土石類です。これらの埋立対象物については、以下の再生利用方針により埋立処分量の減量を図っていくものとします。

◆図表 2-4-9 埋立対象物別再生利用方針

埋立対象物		再生利用等の方針
焼却灰		・ 焼却灰（主灰）、飛灰は、セメント原料化、山元還元等の有効利用について検討します。
不燃物残渣	軽量残渣	・ 新可燃物処理施設の稼働後、発電等のエネルギー源とします。
	不燃残渣	・ 硬質のプラスチック等であり、これまでどおり埋立処分する。 ・ ただし、ものを大事にするなど、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
	ガラス残渣	・ 資源化できなかったびん類、または陶磁器類であり、これまでどおり埋立処分します。 ・ ただし、資源ごみの分別徹底の促進、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
	その他	・ これまでどおり埋立処分します。 ・ ただし、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
土石類		・ これまでどおり埋立処分します。

## (2) 最終処分場の適正管理

東部広域は、最終処分場の管理運営について、廃棄物処理法に基づく技術上の基準等を遵守し、周辺環境等への影響に配慮のうえ、今後も適正な管理を行っていきます。

また、周辺環境についても、定期的なモニタリングを継続して実施し、安全・安心な管理を実施していきます。

(不燃残渣)



- ・ 固いプラスチック片や陶磁器類であり、埋立処分しても飛散等が起こりにくい性状です。

(軽量残渣)



- ・ 比較的柔らかく、フィルム状のものも含まれ、埋立処分すると飛散等が懸念されるため、早期に覆土を施す等の対策を講じています。

(ガラス残渣)



- ・ びん類を破碎したガラスであり、埋立処分しても飛散等が起こりにくい性状です。

(焼却灰)



- ・ 可燃物処理施設から排出された焼却灰であり、埋立処分直後は飛散しやすい性状ですが、水分を含むことで固まり飛散しにくくなる性状です。

### 5-3 今後の埋立計画

最終処分場の残余容量は、令和元年7月10日現在 180,353 m<sup>3</sup>であり、今後見込まれる最終処分量に、即日覆土や中間覆土及び最終覆土を加えると、令和12年度には埋立が終了する見込みです。

## 第5節 その他ごみの処理に関し必要な事項

### 1. 在宅医療系廃棄物対策

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から多く排出されるようになってきました。在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上で一般廃棄物であり、原則として組合構成市町にその処理責任があります。



東部圏域においては、収集・運搬、中間処理の一連の作業において、注射針による針刺事故が発生するとともに、血液や体液の付着による感染症の危険性を排除することができない状況にあります。

そのため、在宅医療廃棄物が適正に排出され、安全に収集・運搬、処分できるシステムの構築を関係機関と協議するとともに、その処理方法を確立していくものとします。

### 2. 災害廃棄物対策

組合構成市町では災害に備え、「地域防災計画」を策定し状況に応じ改定しています。万が一の災害時には、組合構成市町の地域防災計画に基づき関係機関と連携し、廃棄物の処理にあたります。

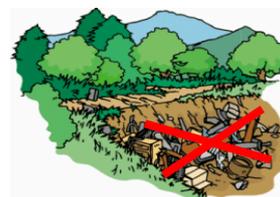


しかし、災害時に発生する廃棄物は、大量にかつ多種・多様にわたることが多く、環境衛生上の観点と災害対策を支障なく進めるため、できるだけ速やかに回収するものとし、鳥取県や関係機関との連携を図り適正な処理を行います。

なお、東部広域が整備する新可燃物処理施設は、東部圏域唯一の可燃ごみを処理する施設となるため、施設整備にあたっては災害時に一定の対応ができる処理能力、一時貯留施設等を確保するものとしています。

### 3. 不法投棄対策

不法投棄の防止対策は、不法投棄する人の意識改善が必要ですが、その他ポイ捨てをされやすい場所を減らしていくことも必要です。



不法投棄防止は、組合構成市町が住民と連携を図り、監視パトロールを実施するとともに、不法投棄抑制のための監視カメラの設置や看板の作成・配布等の施策も講じています。

#### 4. 一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価

本計画は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、東部広域と組合構成市町が連携し、協力しながら、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

また、概ね5年ごと、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行っていきます。

なお、組合構成市町においては、本計画に基づき「ごみ処理実施計画」を策定し、施策を実施していきます。

